平成22年度調査研究事業

#### 「障害者が利用する福祉用具の制度の在り方」



社団法人 全国肢体不自由児・者父母の会連合会

## をえが

総合福祉部会では、 障害者権利条約の批准の第一歩となる障害者基本法で規定されるべき内容が整理されました。 国会に法案を提出、平成25年8月までの施行を目指す」という方針のもと、障害者らが参画し がい者制度改革推進会議において「障害者制度改革の推進のための第二次意見」がまとめられ 政府の「障害者自立支援法を廃止し、総合福祉法の制定に向け平成24年の通常

た方々から、多様な視点で意見等を記述していただきました。 とその家族を対象に意見・要望を集約しました。また、障害者の利用する福祉用具の制度に精通し 日常生活用具等の福祉用具に関して、アンケート調査を実施して実態調査を行うとともに、 本会では「障害者が利用する福祉用具の制度の在り方に関する調査研究事業」を実施し、 障害者 補装具、

法づくりに取り組んでいます。

制定される総合福祉法(仮称)に反映されることとなれば幸いです。 この調査研究事業を実施することにより、本報告書が障害児者とその家族の支援となり、 新たに

交付を受け実施したことを報告するとともに御礼を申し上げます。 なお、本事業の実施については厚生労働省「平成22年度障害者総合福祉推進事業」からの助成金

平成二十三年三月

全国肢体不自由児・者父母の会連合会

| 補装具関連Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1.アンケート調査結果・意見・要望第三章 アンケート調査 77 | 3.製作者からの視点・障害者が利用する福祉用具について ・ 橋本泰典2.福祉用具について | 1.障害者が利用する福祉用具の在り方 - 三浦 剛第二章 障害者の利用する福祉用具の制度の在り方について | 2. 日常生活用具制度<br>1. 補装具費支給制度<br>第一章 福祉用具の制度について1 | まえがき |
|--|---------------------------------|--|--|--|------|
| 110  | • • •                           |  | 11   | 1  |      |

# 第一章 福祉用具の制度について

# I. 補装具費支給制度

## 制度の概要

の 90 いて、 能を補完・代替する用具【表1】を参照につ 的として、 自活するための素地を育成助長することを目 ること及び障害児が将来、 の確保や、 障害者が日常生活を送る上で必要な移動等 ,00に相当する額 購入又は修理に要した費用 身体の欠損又は損なわれた身体機 就労場面における能率の向上を図 (補装具費) 社会人として独立 を支給す (基準額

る。

#### 対象者

補装具を必要とする障害者、障害児

#### 実施主体

市町村

## 申請方法等

補装具費の支給を受ける。判定又は意見に基づく市町村長の決定により、町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の

#### 【表1 補装具種目一覧】

(単位:円・年)

| <br>  種 目 | 名 称      |             | 平成22年    | 耐用         |  |
|-----------|----------|-------------|----------|------------|--|
| 1里 口      |          |             | 基準       | 年数         |  |
| 義肢(注      | 1, 2)    |             | 326, 000 | $1\sim 5$  |  |
| 装具(注      | 1, 2)    |             | 81,000   | $1 \sim 3$ |  |
| 座位保持      | ·装置(注1)  | 295,000     | 3        |            |  |
| iii       |          | グラスファイバー    | 3,550    | 2          |  |
| 人         | 普通用      | 木材          | 1,650    |            |  |
| 安         |          | 軽金属         | 2,200    | 5          |  |
| 全         |          | グラスファイバー    | 4,400    | 9          |  |
| 生っつ       | 携帯用      | 木材          | 3,700    | 2          |  |
| え         |          | 軽金属         | 3,550    | 4          |  |
| χ.        | 身体支持併用   |             | 3,800    | 4          |  |
| 義         | 普通義眼     | 通義眼         |          | 2          |  |
| 眼         | 特殊義眼     |             | 60,000   |            |  |
| 版         | コンタクト義眼  |             | 60,000   |            |  |
|           | 矯正眼鏡     | 6 D未満       | 17,600   |            |  |
|           |          | 6 D以上10 D未満 | 20,200   |            |  |
|           |          | 10D以上20D未満  | 24,000   |            |  |
|           |          | 200以上       | 24,000   |            |  |
| 眼         | 遮光眼鏡     | 前掛式         | 21,500   |            |  |
| 印区        |          | 6 D未満       | 30,000   | 4          |  |
| 鏡         |          | 6 D以上10 D未満 | 30,000   |            |  |
| 现         |          | 10D以上20D未満  | 30,000   |            |  |
|           |          | 200以上       | 30,000   |            |  |
|           | コンタクトレンズ |             | 15,400   |            |  |
|           | 弱視眼鏡     | 掛けめがね式      | 36,700   | -          |  |
|           |          | 焦点調整式       | 17,900   |            |  |

| İ  | 高度難聴用ポケット型         | 34,200  |   |  |
|----|--------------------|---------|---|--|
|    | 高度難聴用耳かけ型          | 43,900  | _ |  |
|    | 重度難聴用ポケット型         | 55,800  | 5 |  |
| 補  | 重度難聴用耳かけ型          | 67,300  |   |  |
| 聴  | 耳あな型(レディ)          | 87,000  |   |  |
| 器  | 耳あな型(オーダー)         | 137,000 |   |  |
|    | 骨導式ポケット型           | 70,100  |   |  |
|    | 骨導式眼鏡型             | 120,000 |   |  |
|    | 普通型                | 100,000 |   |  |
|    | リクライニング式普通型        | 120,000 |   |  |
|    | ティルト式普通型           | 148,000 | - |  |
|    | リクライニング・ティルト式普通型   | 173,000 |   |  |
|    | 手動リフト式普通型          | 232,000 |   |  |
|    | 前方大車輪型             | 100,000 |   |  |
| 車  | リクライニング式前方大車輪型     | 120,000 |   |  |
| ķ, | 片手駆動型              | 117,000 | 6 |  |
| す  | リクライニング式片手駆動型      | 133,600 |   |  |
|    | レバー駆動型             | 160,500 |   |  |
|    | 手押し型A              | 82,700  |   |  |
|    | 手押し型B              | 81,000  |   |  |
|    | リクライニング式手押し型       | 114,000 |   |  |
|    | ティルト式手押し型          | 128,000 |   |  |
|    | リクライニング・ティルト式手押し型  | 153,000 |   |  |
|    | 普通型(4.5 k m/h)     | 314,000 |   |  |
|    | 普通型(6.0 k m/h)     | 329,000 |   |  |
| 電  | 切替式 簡易型            | 157,500 |   |  |
| 動  | 間  アシスト式           | 212,500 |   |  |
| 車  | リクライニング式普通型        | 343,500 | 6 |  |
| V١ | 電動リクライニング式普通型      | 440,000 |   |  |
| す  | 電動リフト式普通型          | 701,400 |   |  |
|    | 電動ティルト式普通型         | 580,000 |   |  |
|    | 電動リクライニング・ティルト式普通型 | 982,000 |   |  |
| _  |                    |         |   |  |

| 座位保持                 |  |                |         |         |   |  |
|----------------------|--|----------------|---------|---------|---|--|
| 座位保持いす(児のみ) 24,300 3 |  |                |         |         | 3 |  |
| 起立保持                 | :具(児のみ)                                |                |         | 27,400  | 3 |  |
|                      | 六輪型                                    |                |         | 63,100  |   |  |
| -                    | 四輪型(腰掛付)                               |                |         | 39,600  |   |  |
| 歩                    | 四輪車(腰掛なし)                              |                |         | 39,600  |   |  |
| 行                    | 三輪型                                    |                |         | 34,000  | 5 |  |
| 器                    | 二輪型                                    |                |         | 27,000  |   |  |
| -                    | 固定型                                    |                |         | 22,000  |   |  |
| -                    | 交互型                                    |                |         | 30,000  |   |  |
| 頭部保持                 | 具(児のみ)                                 |                |         | 7,100   | 3 |  |
| 排便補助                 | 具(児のみ)                                 |                |         | 8,200   | 2 |  |
|                      | 松                                      | -L- 4-4-       | A 普通    | 3,300   |   |  |
| 歩                    | 葉                                      | 木材             | B 伸縮    | 3,300   | 2 |  |
| 行                    | づ                                      | 权人员            | A 普通    | 4,000   |   |  |
| 補                    | え                                      | 軽金属            | B 伸縮    | 4,500   |   |  |
| つ                    | カナディアン・クラッチ                            |                |         | 8,000   | 4 |  |
| え                    | ロフストランド・クラッチ                           |                |         | 8,000   |   |  |
|                      | 多点杖                                    |                |         | 6,600   |   |  |
|                      | プラットフォーム杖                              |                |         | 24,000  |   |  |
| 垂座                   | 文字等走査入力方式                              |                |         |         |   |  |
| 重度<br>障害<br>者用       | 簡易なもの                                  |                |         | 143,000 |   |  |
| 有用<br>意思<br>伝達       |  | 通信機能が          | 450,000 | 5       |   |  |
| 伝達<br>装置             |  | 環境制御機能が付加されたもの |         |         |   |  |
|                      | 生体現象方式                                 |                |         | 450,000 |   |  |
| (注1)                 | 義肢・装具・座位保持装置の基準額については、平成20年度交付実績(購入金額) |                |         |         |   |  |

- (注1) 義肢・装具・座位保持装置の基準額については、平成20年度交付実績(購入金額) 1件当たり平均単価を記載。(千円未満は四捨五入。平成20年度社会福祉行政業務 報告より。)
- (注2) 義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて  $4 \circ F$  ~  $1 \circ F$  4  $\circ F$  6  $\circ F$  7 の使用年数となっている。

#### 費用負担

#### ①公費負担

(基準額) 補装具の購入又は修理に要した費用の から利用者負担額 (原則1割) を 額

除した額を補装具費とし、この補装具費につ いて以下の割合により負担する。

負担割合 国 :: 50 市 前村 100 25 100都道府県:25 100

#### 2)利用者負 担

担上限月額を設定する 原則定率1割負担。 世 帯の所得に応じ、 負

具支給制 平成18年10月から、 度 から、 補裝具費支給制度」 現物支給による「補装

と変わりました。

## 補装具とは

補装具とは、次の3つの定義をすべて満た

①身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完。 すものとされています。

計 · 加工されたもの

代替するもので、障害個別に対応して設

(2)身体に装着(装用)して日常生活又は就学・

就労に用いるもので、 同一製品を継続して

使用するもの

③給付に際して専門的な知見 又は意見書)を要するもの (医師の判定書

#### 補装具の例

具体例として次のようなものがあります。 (義手、 義足)

(下肢、 靴型、 体幹、 上肢)

姿勢保持機能付電動 座位保持装置 (姿勢保持機能付車いす、 車 is す、 その 他

盲人安全つえ

義眼

眼鏡 (矯正眼鏡、 遮光眼鏡、 コンタクト

レンズ、 弱視眼 鏡

形 度難聴用箱形、 補聴器 骨導型箱形、 (標準型箱形、 高度難聴用 骨導型眼鏡形 標準 型耳掛形、 形 挿 耳 高

すす リクライニング式前方大車輪型、 す(普通型、 手動リフト式普通型、 リクライニング式普通 前方大車輪型、 片手駆

式手 1 押 駆動型、 型) 手押し型、 リクライニング

ï

動型、

リクライニング式片手駆動型

電動 普通型時速6キロ 革 13 す (普通型時速4.5 X 1 1 ル キロ 手動兼用 X 1 ١ 型 ル

> 座位保持 ニング式普通型、 13 す 電動リフト式普通型

リクライニング式普通型、

起立保持 其

歩行器

排便補助具

頭部保持具

歩行 補助つえ

重 度障害者用意思伝達装置

めの す。 とで一 平 ています。 が用具で、 成18年10 日常生活 部種目 月より、 地域生活支援事業に位置づけら 用具は、 の入れ替えなどが行われ 生活上の便宜を図 補装具と日常生活 Ż るた 用 13 ま 具

電動リクライ

# 補装具の利用者負担

担となって 補 装具 Ó 15 利 崩 ま 者負担 す。 は、 原 則 割 の定率 負

以上 次の 月に利用し の負担は生じません。 4区分の負担上限月 下記 たサー 表 2 ビス量に 額 0) 通り所得に応 か が設定され、 か わらず、 それ じ

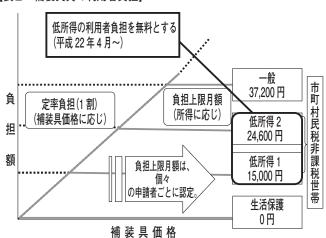
料になりました。) 税非課税) (平成22年4月1日から、 ただし、 所得割の 本人又は世帯員のうち、 の障害者等に係る利用者負担 最多納税者 0) 低 納 所 税 得 額 が 市 46 区 市 町 万 円 町 ₹ 村 村 無 民

#### 【表2 補装具費の利用者負担】

民税

上の場合は、

公費負担の対象外です。



## サービスの利用方法

- 1 償還払いの場合 ※【表3】参照
- ※併せて、低所得世帯の場合には、利用者を行う。
- ※併せて、利用者負担の減免対象者には減②市町村は、身体障害者更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であるか審査し、適当であると認められた場合はるか審査し、適当であると認められた場合は
- 提示し、補装具の購入(修理)等について受けた後、補装具業者に補装具費支給券を受けた後、補装具業者に補装具費の支給決定を

免の認定を行う。

契約を結びます。

- (修理)等のサービス提供を行う。 ④補装具業者は、契約に基づき補装具の購入
- 理)のサービスを受けたときは、補装具の⑤利用者は、補装具業者から補装具の購入(修

購入(修理)に要した費用を払う。

- ⑥利用者は、利用者からの請求が正当と認めて、市町村に補装具費を請求する。
- た場合は、補装具費の支給を行う。

## 2 代理受領の場合

①利用者から市町村に補装具費支給の申請を

を基に補装具費の支給を行うことが適切で②市町村は、身体障害者更生相談所等の意見負担額の減免申請を行うこともできる。※併せて、低所得世帯の場合には、利用者

行う。 合は利用者に対して補装具費の支給決定をあるか審査し、適当であると認められた場

免の認定を行う。 ※併せて、利用者負担の減免対象者には減

理受領に係る委任状」を作成する。契約を結びます。この際、「補装具費の代提示し、補装具の購入(修理)等について提示し、補装具の購入(修理)等について。3利用者は市町村から補装具費の支給決定を

(修理)等のサービス提供を行う。④補装具業者は、契約に基づき補装具の購入

購入(修理)に要した費用のうち、利用者理)のサービスを受けたときは、補装具の3利用者は、補装具業者から補装具の購入(修

⑥補装具業者は、利用者負担額に係る領収書負担額を支払う。

き渡しを受ける。 を発行するとともに、補装具費支給券の引

支給券を添えて、補装具費を請求する。の代理受領に係る委任状」および補装具費⑦補装具業者は、市町村に対し、「補装具費

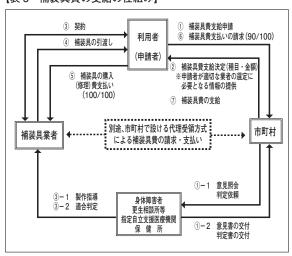
認めた場合は、補装具費の支給を行う。⑧市町村は、補装具業者からの請求が正当と

# 補装具費支給の仕組み

設定されています。 一様装具の支給は、これまでの現地上限が は、所得に応じて一定の負担上限が は、のが、費用の1割を利用者が負担しま は、のでは、が得に応じて一定の負担上限が ができただし、所得に応じて一定の負担上限が は、これまでの現物支給から、

購入と修理を受けることができます。障害者障害者は、事業者との契約により補装具の

【表3 補装具費の支給の仕組み】



わけです。

が

補

が 申 適 市 町 村 1.

申請

補

装具

0

購

修

理を希望する場合は

Ü

うます。

育成医療機関 請を受けた市町 正である 1 対 かを判 保健 て費用 村 断します。 所 は の支給を申請 の意見をもとに支給 更生相談所等

支給決定

3

販売事業者と契約

サ

1

ビ

っ ス

 $\hat{o}$ 

提供を受け

報の めます。 支給の決定を受け 支給決定の段階で補装具 提供 契約 また、 ŧ 行 ・ます。 事業者を選ぶために必要な情 た 利 用 0 者 種 は 舠 と金 補 装 **乳製作** 額 を決

装具製作業者を自分で選べるようにな っ

## ・製品引渡しと支払い

用用者は、かかる費用の1割を負担します。利用者は、かかる費用の1割を負担します。所得に応じて設定されている負担上します。所得に応じて設定されている負担上します。所得に応じて設定されている負担上ます。

# Ⅱ.日常生活用具制度

とを目的とする制度です。活の便宜を図り、その福祉を増進に資するこ担で給付又は貸与すること等により、日常生担で給付又は貸与すること等により、日常生用で給付又は貸与すること等により、日常生活用具制度とは、重度障害者に対し、

## 日常生活用具とは

活を支援・実現するための用具のことです。ていく上で、その障害を軽減し、自立した生日常生活用具とは、障害者が日常生活をし

# 日常生活用具の対象品

要件を満たすものとされています。 日常生活用具給付の対商品は、次の3つの

### 3つの要件

- 性が認められるもの。
- し社会参加を促進するもの。 2.日常生活上の困難を改善し、自立を支援
- もの。 常生活用品として一般的に普及していない 常生活用品として一般的に普及していない る専門的な知識や技術を要するもので、日 3.製作や改良、開発にあたって障害に関す

# 2. 自立生活支援用具

どの自立生活を支援する用具。 用屋内信号装置などの、入浴、食事、移動な

(児)の入浴補助用具や聴覚障害者

# 3. 在宅療養等支援用具

障害者(児)の在宅療養等を支援する用具。電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、

情報・意思疎通支援用具

情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する点字器や人工喉頭などの、障害者(児)の

## 6つの対象種目

また、次の6種の用具が日常生活用具の対

# 1. 介護・訓練支援用具象品とされています。

障害児が訓練に用いるいす等。 障害者(児)の身体介護を支援する用具や、

# 5. 排泄管理支援用具

用具。

管理を支援する衛生用品。 ストーマ用装具などの障害者(児)の排泄

6 居宅生活動作補助用具(住宅管理費)

用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。障害者(児)の居宅生活活動等を円滑にする

### 障害者自立支援法に 日常生活用具の位置付け における

障害者、 活の便宜を図り、その福祉の増進に資するこ 具を給付又は貸与すること等により、 者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用 の地域生活支援事業の一つとして、 になっていますが、日常生活用具は、 用者に一 とを目的とすると、 障害者自立支援法は 実施主体者を市町村に一元化して、 割負担させる制度を取り入れるよう 知的障害者、 位置づけられています。 精神障害者を一本に統 対象者とし 重度障害 て、 日常生 市町村 身 利 体

## 市 町村の判断が及ぼす影響の重要性

業の大きな柱の一つであると同時に、 H 常生活用具事業は 市 町 村 が実施する事 利用者

> 仕 害者団体や関係者の代表複数が委員として参 すすめることとなっているこの機関には、 新たに策定委員会などを設置して計画策定を 推進協議会(障害者基本法に基づくもの)や、 心事です。それだけに、 秘めているだけに、 にとっても情報の収集や提供、 画することなどが重要になると考えられます。 『事に密接に直結するなど、 市町村の判断は最大の関 市 前 大きな可能 村の障害者施策 活用次第では 性 障

## 種目カテゴリー と参考例

#### 介護 • 訓練支援用具

児が訓 等及び介助者が容易に使用することがで 等の身体介護を支援する用具並 特殊寝台、 練に用いるいす等のうち、 特殊 7 ŀ - その他 の びに障害 障害者 障害者

ッ

きるものであって、実用性のあるもの

## 自立生活支援用具

ス浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号機 (例:電磁調理器、歩行時間延長信号機 ものであって、実用性のあるもの ものであって、実用性のあるもの ものであって、実用性のあるもの

# 情報・意思疎通支援用具

のあるもののあるもののあるもののあるもののあるもののあるもののあるもののであって、実用性はる用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性は対象ができるものであって、実用性ができる

害者用拡大読書器、盲人用時計など)。障害者用活字文書読上げ装置、視覚障覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用ポータンルレコーダー、視アプリケーションソフト、点字ディスプアプリケーションソフト、点字ディスプ

(例:障害者向けのパソコン周辺機器、

14

できるものであって、

(例:盲人用体重計、

盲人用体温計)。

## 在宅療養等支援用具

のうち、障害者等が容易に使用することがの障害者等の在宅療養等を支援する用具電気式たん吸引器、盲人用体温計その他

## 排泄管理支援用具

ものであって、実用性のあるもの管理を支援する用具及び衛生用品のうち、管理を支援する用具及び衛生用品のうち、

## 居宅生活動作補助用具

修を伴うものる用具であって、設置に小規模な住宅改る用具であって、設置に小規模な住宅改管害者等の居宅生活動作等を円滑にす

「用具の要件」(イーハに全てを満たすこ

[参考]

イ.障害者等が安全かつ容易に使用できと)

るもので、日常生活品として一般し、自立を支援し、かつ、社会参加をし、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるものて障害に関する専門的な知識や技術をて障害に関する専門的な知識や技術をでいる。

# 情報意思疎通支援用具

に普及していないもの

根覚障害者の生活においては、普通は視覚 でよって得られる情報が得られません。言語 意思を他人に伝えるのが困難です。情報意思 によって得られる情報が得られません。言語 によって得られる情報が得られません。言語

#### (参考)

#### 日常生活用具参考例

|             | 種目                        | 対 象 者                                 |  |
|-------------|---------------------------|---------------------------------------|--|
| <b>Δ</b>    | 特殊寝台                      |                                       |  |
| 介護          | 特殊マット                     | -<br>-<br>-<br>- 下肢又は体幹機能障害           |  |
| 訓           | 特殊尿器                      |                                       |  |
| 練           | 入浴担架                      |                                       |  |
| 支           | 体位変換器                     | I IXX IV IT TI IXIIDITE II            |  |
| 援           | 移動用リフト                    |                                       |  |
| 練支援用具       | 訓練いす(児のみ)                 |                                       |  |
|             | 訓練用ベッド(児のみ)               |                                       |  |
|             | 入浴補助用具                    | 下肢又は体幹機能障害                            |  |
|             | 便器                        |                                       |  |
| 自           | 頭部保護帽                     |                                       |  |
| 菜           | T字状・棒状のつえ                 | 平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害                    |  |
| 自立生活支援用具    | 歩行支援用具→移動・移乗支援用具(名称変更)    |                                       |  |
| 妛           | 特殊便器                      | 上肢障害                                  |  |
| 援           | 火災警報機                     | 障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難                |  |
| 増           | 自動消火器                     |                                       |  |
| 共           | 電磁調理器                     | 視覚障害                                  |  |
|             | 步行時間延長信号機用小型送信機           | Web 244 Petr eth                      |  |
|             | 聴覚障害者用屋内信号装置              | 聴覚障害                                  |  |
|             | 透析液加温器                    | 腎臓機能障害等                               |  |
| 支援用具在宅療養等   | ネブライザー(吸入器)               | 呼吸器機能障害等                              |  |
| 接索          | 電気式たん吸引器                  | 呼吸器機能障害等                              |  |
| 日養          | 酸素ボンベ運搬車                  | 在宅酸素療法者                               |  |
| 一等          | 盲人用体温計(音声式)<br>盲人用体重計     | 視覚障害                                  |  |
|             | 自人用体里計                    | 音声言語機能障害                              |  |
|             | 病帝用云前冊助表  <br> 情報・通信支援用具※ | 日戸言語機形障害<br>  上肢機能障害又は視覚障害            |  |
|             | 信報・通信文仮用共派   点字ディスプレイ     | 上放機形障害又は优見障害<br>盲ろう、視覚障害              |  |
|             | 点字器                       | 目りり、抗見降日                              |  |
| 1-0-        | 点字タイプライター                 |                                       |  |
| 情報          | 視覚障害者用ポータブルレコーダー          |                                       |  |
| ŦIX         | 視覚障害者用活字文書読上げ装置           | 視覚障害                                  |  |
| - 富         | 視覚障害者用拡大読書器               |                                       |  |
| 疎           | 盲人用時計                     |                                       |  |
| 通           | 聴覚障害者用通信装置                |                                       |  |
| 支           | 聴覚障害者用情報受信装置              | 聴覚障害                                  |  |
| 情報·意思疎通支援用具 | 人工喉頭                      | 喉頭摘出者                                 |  |
| 単           | 福祉電話(貸与)                  | 聴覚障害又は外出困難                            |  |
|             |                           | 聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害で、電話                |  |
|             | ファックス(貸与)                 | では意思疎涌困難                              |  |
|             | 視覚障害者用ワードプロセッサー(共同利用)     |                                       |  |
|             | 点字図書                      | 視覚障害                                  |  |
|             | ストーマ装具(ストーマ用品、洗腸用具)       | ストーマ诰設者                               |  |
| 排泄管         | 紙おむつ等(紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛      | 高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害か                 |  |
| 理支援<br>用具   | 生用品)                      | つ意思表示困難者                              |  |
| лж          | 収尿器                       | 高度の排尿機能障害者                            |  |
| 在空边         |                           | 下吐 体於鄉鄉陰宝豆什麼 休用扣匙 医气性型                |  |
| 住宅改<br>修費   | 居宅生活動作補助用具                | 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳                  |  |
|             |                           | <u>病変</u>                             |  |
|             | -                         | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |  |

<sup>※</sup>情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

# 障害者の利用する福祉用具の制度の在り方について

の対人サービスと合わせ、

心身の状態による

## 障害者が利用 福祉用具の制度の在り方 する

総合福祉学部社会福祉学科教授 東北福祉大学

浦

剛

制度がなければ私たちはそれを利用 機器が開発されても、それを利用するための は福祉用具という機器と私たちの生活を結ぶ 的な対応が必要となります。 るものなので、それを利用するためにも うに福祉用具は私たちの個々の生活に直結 るためになくてはならないものです。 また適切に使うことはできません。 線」のようなものです。どんなに高機能な 生活における特別な困難」 を軽減、 福祉用具の したり、 このよ 解消、 制 個

要な役割を持つ。これは相談支援、 ものなど、私たちの生活そのものを支える重 するものの 祉用具は身体機能の補完、 みならず、 日常生活に便宜を図る 代替を目的 介護など

はじめに

17

立支援制度における現状を整理し問題点を抽

はならない福祉用具制度について、

障害者自

ここではこのように私たちの生活になくて

福祉法」を踏まえて今後の方向性を考えたい。いわゆる「つなぎ法」、その先にある「総合出したい。その上で平成22年12月に成立した

## 福祉用具とは

の用 は心身障害者の①日常生活上の 低下し日常生活を営むのに支障のある老人又 具法の定義では福祉用具とは「心身の機能が 及の 5) 年10月1日 めの用具及び②これらの者の機能訓練の の施行まで定まったものはなかった。 福 |具並びに③補装具をい と介護保険法で定める ここでいう①は 促進に関する法律 祉用具の定義や概念は、 「福祉用 「日常生活用具給付等事 (以下福祉用具法)」 具の研究開発及び普 う」とされ 「福祉用具」のこ 平成5 便宜 を図 福祉 1 9 って るた た ま 用 9

棒や肋木などです。③とは障害者自立支援法などの指導、援助を受けながら利用する平行ン関連用具のことで理学療法士や作業療法士動用リフトなどです。②は主に病院や介護老助での指導、具体的には特殊寝台、車いす、移

で定める「補装具」です【表1】。

類し、 分類は特定の用具名と機能名、 ある CCTA95では福祉用具を大中小3段階に分 TA95)」などを参照する必要が ド協会が示す はないため、具体的には財団法人テクノエイ 的な表現であり、 用具名となっています【表2】。平成22年 かし、この福祉用具法による定義は は名称に機能 大分類は特定の機能と関連した名称 「福祉用具分類コード95 具体的な範囲などが明確 が含まれる用 小分類が 具名称 あります。 Ĉ 抽 中

ます。 計がなされた、 2001) では、 器」「レクリエー 連用具」「操作用具」「環境改善機器・作業機 肢・装具」「家事用具」「コミュニケーション関 この他の大項目の分類は「治療訓練用具」「義 動機器」 ら 6 12 である 用具」定義されており、 人の生活機能を改善するために改造や特別設 ルケア関連用具」 1912件、 めます。 月 また、ICF(国際生活機能分類、 現在、 4 ちなみに最も多いものは大分類の  $\dot{7}$ 障害者のための福祉用具ニ 6 次いで「家具・建具・建築設備」 の 2 6 件の福祉用具情報 このデータベ 29 5 % あらゆる生産 0 ション用具」「その他」です。 福祉用具とは 1138件、 0件で全体の ースには543社 福祉 第3位は「パーソナ 用具 が登録 品 17・6%です。 40 2 % 一障害の の国 危惧、 分類と用 され W H 際規格 ある たし 7 移 0 で か

> 義をし、 とは問わない」と定義されています。 に製造されたものであると、 防、 る用具、 表記は assistive products が一般的です。 あって、機能障害、 なお、 補償、 福祉用具とは、 I S O 器具、 福祉用具貸与について12品目 介護保険法第8条でも福祉用具の定 検査、 /DIS999... 機具、機器、 軽減、 活動 障害者によって使用 制限、 克服するもの。 汎用製品である ソフトウェ 2005)」で 参加制約 英語 特定 アで されれ 特別 を予

は

福祉用品 しています。 真 (購入) については 5 品目を対象と

#### 【表 1 補装具の例、日常生活用具の用途と主な種目】

補装具の例

義肢 (義手、義足)

装具 (下肢、靴型、体幹、上肢)

座位保持装置(姿勢保持装置付き車いす等)

盲人安全つえ

義眼

眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ等)

補聴器 (標準、高度難聴用・形状として箱型、耳掛け型、挿耳型、骨導型箱型、骨導型眼鏡型

車いす(普通型、前方大車輪型、片手駆動型、レバー駆動型、 手押し型・リクライニング式、手動リフト式)

電動車いす(手動兼用型、普通型時速 4.5km、6km、リクライニング式、電動リクライニング式、電動リフト式)

座位保持いす

起立保持具

歩行器

頭部保持具

排便補助具

歩行補助つえ

重度障害者用意思伝達装置

#### 日常生活用品の用途と代表的な種目(参考例)

介護・訓練支援用具(特殊寝台等)

自立生活支援用具(入浴補助用具、頭部保護帽、火災警報機、電 磁調理器等)

在宅療養等支援用具(透析液加温器、吸入器、電気式たん吸引器等)情報・意思疎通支援用具(障害者用パーソナルコンピュータやソフトウェア、点字 器、聴覚障害者用通信機器、人工咽頭、ファックス(貸与)、点字図書など)

排泄管理支援用具 (ストーマ装具、収尿器、紙おむつ等)

住宅改修費(居宅生活動作補助用具)

#### 【表 2 「福祉用具分類コード 95(CCTA95)」の例 (大分類家具・ 建具・建築装備、中分類椅子、座位保持装置、小分類の例)】

分類階層 大分類

分類コード 180000

分類項目 家具·建具、建築設備 分類項目(英文) Furnishings and adaptatio

解 説

住宅、職場、教育施設の改善のための家具や用具、備品が含まれる。キャスタの有無を問わない。休憩用、作業用を問わない。 キャスタは243606を参照。環境改善用機器・作業用具は2703を参照。

分類階層 中分類

分類コード 180900

分類項目 椅子、座位保持装置 分類項目(英文) Sitting furnitures

解 説

調節可能な椅子・座位保持具を含む。全身並びに体幹保護用具は090624を参照。自動車用シートベルトは121209を参照。キャスタは243606参照。

分類階層 小分類

分類コード 180909

分類項目 股関節固定者用椅子

分類項目(英文) Coxit chairs

解 説

座面の一部が分離していて、その部分の座角度を単独に調整できる構造のもの。関節固定をしている人に対して、座圧が固定脚へ集中するのを防ぐ。その他の関節固定者用椅子を含む。

分類階層 小分類

分類コード 180912

起立・着座補助機構付き座・椅子 分類項目

分類項目 (英文) Chairs and seats with a s

解 説

スプリングや電動機の力で臀部を持ち上げる機構のついたカタ パルト式椅子を含む。

分類階層 小分類

ゼ年

玉

際

障

害

者年

 $\dot{o}$ 

前

後

7

ラ

1 0

理念の

漸

ピ

1)

テ

3

学

の浸透

t

意識

0

高

ま 1

n

地

0)

福

祉 バ

機 1)

器

セン フリ 進やリハ

タ 1

1

などに

65 か

7

福 5 設

立

み

5

れるように、

昭 で

和 す。

1 9 8

1

体

が

整

つ

た

0) 祉

は 用

玉 0)

1 制

 $\exists$ 56

セ

タ

1

本格的に

福 用具給

具

Ħ

常生活

付

分類コード 180924

椅子式リフト、椅子式移動機器 分類項目

分類項目 (英文) Chairlifts and chair tran

解 説

祉 全 医

用 玉

具 各

0

研究開発や普及促進が

図

5

れ お

ま

車輪がない椅子を固定し、人が座ったままで移動する機器を含む。

つづく

\*出典 財団法人テクノエイド協会

#### 立 研 そ 装具」 5 (1) 身 究 Ō 0 わ 福 体障害者 開 0) 後 0 が 祉 身 年 発や普及促 創設などを経 が 玉 位置 体機 身体 重度障害児・者 0) 福 ij ハ 能の 障害者福祉法により重度身 づけられたことから始まります 祉用 度 ビ 進 補完、代行を目的とする「補 具 リテ 0) て、 0)

福 祉 用 具 の 制 度

制

度

は

昭

和

25

1

うな状況 利用 ビスガイドライン」の制定やシルバ 間事業者による介護用品・介護機器賃貸サー させました。 福祉用具の領域にも民間事業者の参入を拡大 9 8 9 されるような体制をつくることを目的とし れた福祉用 する法律」 して高齢者施策に主導され、 ルサービスシルバーマーク制度」など、 ス振興会による「福祉機器・介護用品レ 速な人口の高齢化による介護需要の増大は (ゴールドプラン)」が策定され、 福祉用 のため か が施 、具を積極的に開発し、 5 具の研究開発及び普及の促進 の制度が推進されました。 「高齢者保健福祉推進十か年戦略 平成2 平成 行され、 5 (1990) 年には ました。 (1995) 5 福祉用具やその この法律 なかでも急 適 年 10 一切に ーサー このよ 主と 提供 ・ンタ は 12 月 民 関 1 ピ

> 険制 福祉 売が追加されました。 設に伴って「介護予防福祉用具」 年の改正介護保険法では「新予防給付」 とが挙げられます。 けられ、 祉用具貸与サービスや購入費の支給が位 の関連では、 事業者や施設開設者 由に要支援と要介護1の人の車い 高齢者施策、 度の 用具に関する国、 福祉用具の利用が急速に拡大したこ 施行により、 平 成 12 介護保険制度と福祉用 また、平成17 (2005) の責務が規定 2 0 0 0 同 居宅介護サービスに福 地方公共団体 時 に給付適正化 の貸与と販 すと特殊寝 年の介 3 :の責 n 真 ました。 を理 制

方、高齢者施策においては平成元(1

93) 年障害者基本法が成立、平成7(19 障害者施策に視点を戻すと、平成5(19

台が

給付対象から外され

大きな混乱を招

たことも記憶に新

ΰ

į,

約」の制度が導入され、また定義の変更など が導入、2年後の障害者自立支援法の成立に 祉基礎構造改革の一環として「支援費制 れました。平成15 95) 年初めて具体的なサービスの数値目 より、従来の補装具や福祉用具の給付にも「契 などを盛り込んだ 「障害者プラン」が策定さ (2003) 年には社会福 度 標

大きな改訂が行われました。

当初所得に応じた負担上限額が設定されてい 置」は日常生活用具 は厚生労働大臣が定めるとし、 廃止されました の日常生活用具の給付事業に移行、 あった点字器、 目が規定されていたが、 補装具はそれまでは身体障害者福祉法で種 また補装具の利用者負担につい 頭部保護帽などが市 (「重度障害者用意思伝達装 から補装具に 障害者自立支援法で 従来補装具で 追 町村 ある ても、 加 言れ 事業

訓練等給付費を支給すること。」として応能

費

ことから、前制度に比べて個人的な を感じる人が多かった。 るものの定率1割負担が実施され、 「負担増 これらの

力その他の事情をしん酌して政令で定め の額から、支給決定障害者等の家計の負 生労働大臣が定める基準により算定 福祉サービス等に通常要する費用につき、 は、 に応じたものとすることを原則とし、 は 立支援医療費と同様に、利用した場合の負担 が平成22(2010)年12月にようやく成立し 立支援法の改正法 ました。そこでは補装具の給付についても自 その他の問題点の改正も併せて、 「当該支給決定障害者等の家計の負担 障害福祉サービスの種類ごとに指定障害 を控除した額について、 (いわゆる「つなぎ法 介護給付 障害者自 した費用 市 町 る額 能力 抇 厚

費」という形での払い戻しの仕組みが作られ 修理に要した費用の負担合計が著しく高額 担を合算することができ、 また、 負担 応能的 ることにもなりました。 ある場合には「高額障害福祉サービス等給付 なしという現状の仕組みと同じである)。 補装具と障害福祉サー 1割負担で積み上 補装具の購入又は げ、 ビスの利用 上限 額以 者負 上 負担

が

原則であることを明確化

した

(実際

びつけるための制度は、 着実に開 に、 は、 り生 これ わが国 玉 活に困難がある人に欠かせな 用具を効果的に必要とする人たちへに結 |際障害者年や介護保険法の成 ·までみてきたように、 発され の産業技術を活用し優れ てきてい . る 財政的な問題を背景 一方で、 心身の状況 1) それ 福祉 たものが 立を契機 . Б 用 12 具 ょ

ていかなくてはなりません。すく、かつ適切な使い方ができる制度を考え人たちの困難を軽減、解消するために使いや「総合福祉法」の制定をにらみ、より多くのに一進一退を繰り返しているようにみえます。

## (2)福祉用具の制度

援法の補装具と日常生活用具の給付に関する法を規定しています。ここでは障害者自立支援法でその対象や給付の方は福祉用具法で定義や種類を定め、介護保険すでに述べてきたように、福祉用具の制度

しでは以下のようにその定義が整理されま、また同法の施行に伴っておこなわれた見用具の用途や形状は前出の【表1】に詳し障害者自立支援法に定める補装具と日常生

活

制度をみることにします。

援給付である補装具費支給制度と同 費であり、 り、 した られます。 がそれぞれ決定します。また財源も裁量的経 付基準額や給付対象者、 なる種目の形状は厚生労働省告示で規定) 用具給付事業は地域生活支援事業の一つであ のように整理されました。 この「見直し」の問題点として、日常生活 具体的な品目の決定のみならず 【表3】。加えて制度間の品目も【表4】 そのため、全国統一基準の自立支 地域間の格差が大きいことが挙げ 利用者負担を市町 (対象と 0 扱

村

#### 【表3 補装具、日常生活用具の定義】

にすることが求められています。

| 補装具の定義  | 日常生活用具の定義   |
|---|---|
| 次の三つの要件をすべて満たす<br>もの  | 次の三つの用件をすべて満た<br>すもの  |
| ①身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの②身体に装着(装用)して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの ③給付に際して専門的な知見(医師の判定書又は意見書)を要するもの | ①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの<br>②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの<br>③制作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活用品として一般に普及していないもの |
|   |   |

事』 判度問の具日の移動

|   | いっつ 日 いか 野川 |                    |        |
|---|-------------|--------------------|--------|
| 補装具                                       |             | 日常生活用具             |        |
| 点字器<br>頭部保護帽                              | 日常生活用       | 重度障害者意思伝<br>達装置    | 補装具へ移行 |
| 人工咽頭<br>歩行補助つえ<br>(一本杖のみ)<br>収尿器<br>ストマ装具 | 具へ移行        | 浴槽・パーソナル<br>コンピュータ | 廃止     |
| 色めがね                                      | 廃止          |                    |        |

表3、4とも 「補装具等の見直しについて」障害保健福祉関係主管課長 会議資料 (平成17年12月26日) より

制

度の仕組みをみることにします。

ここでは補装具費支給 補装具費支給の仕

の手続きを例

(3)

組 み

購入、 分の 町村 当と認められた場合は、 にその購入、 決定を受け利用者は業者との契約を行 金額、 は補装具費支給券を発行 どの意見をもとに支給決定を行う。その に利用者は業者に費用を支払うが 代理受領に係る委任状」を作成 代理受領 償還払いの場合補装具の購入、 90の額を請求 に申請を行う。 修理のサービスを利用する。 業者選択に必要な情報を提供する。 の場合は③契約の際に 修理に通常要する費用 する。 ② 市 その補装具費を支給 ⑦市町村は請求 Ĺ 町村は更生相 補装具の 修理 補 の 1 ⑥ 市 ⑤ 利 ⑤費用 装具費 種 談 13 は

用後

4 3 目

所 事

が正 Ō 町

0

具業者からの請求が正当と認めた場合は、補装具業者からの請求が正当と認めた場合は、補装有に係る委任状」および補装具費支給券を添領に係る委任状」および補装具費支給券の引き渡した。「補装具業者は利用者負担額に係る領収書を発する。」以降、支払いの際には利用者負担額を支払う。以降、

場合はその限りではない。 場合はその限りではない。 世紀では、補装具と同様の種目は介護保険で貸与を が基本となり、補装具としては原 受けることが基本となり、補装具としては原 受けることが基本となり、補装具としては原 では、補装具と同様の種目は介護保険の受給者

# (4)日常生活用具支給の流れ

次に日常生活用具の支給についてみる。各

①申請したい製品のカタログと見積書を業者うなステップになります。

添付して、市町村の障害福祉課に日常生活②業者から送られてきたカタログと見積書をに請求する。

③市町村による審査。 用具給付申請を行なう。

装具費の支給を行う。

具給寸央定書が送寸される。 が送付される。同時に業者には日常生活用④審査が通ると、市町村から利用者へ給付券

具給付決定書が送付される。

⑤利用者は給付券を業者に送る。

担分を請求する。
担分を請求する。
利用者に個人会

⑦利用者は自己負担分を業者に支払い、

⑧市町村から業者に公費負担分が支払われる。

違い されています。 情報·意思疎通支援用具37件、 活支援用具38件、 その内訳は介護・訓練支援用具20件、 見込み件数は月あたり802件となっており、 計画によれば23年度の日常生活用具給付等の 体が計画することになり、 パ 障害者日常生活用具給付事業」としてエ ば仙台市を例にとると独自事業として「重度 て基準そのものが異なるのはおかしいことで 用具667件、 いる(平成15年)。給付等の見込みも各自 できるので、そこには差異が生じる。 ッド、 またこの事業は自治体ごとに定めることが 障害がある人の日常生活上の困難を軽減 があるが、人口だけでなく、自治体によっ パルスオキシメータの給付を行って 当然人口によって見込み量の 居宅生活動作補 在宅療養等支援用具30件 仙台市の障害福祉 助用 排泄管理支援 月10 自立生 たとえ 件と

ればならないものがあるはずです。都市化の状況などその地域特有に対応しなけ域であっても変わらない部分と、地形、気候、するための福祉用具の使用にはどのような地

# 福祉用具制度の実際

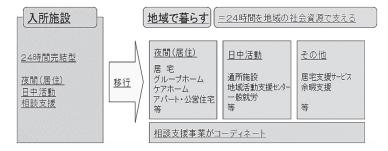
ントの過程の中で実施されなくてはならない。害者相談支援、いわゆる障害者ケアマネジメのは、障害がある人の地域生活支援を行う障のは、障害がある人と福祉用具制度を結びつける

## ①障害者相談支援とは

- 主体性・自己決定の尊重自立と社会参加の支援

地域における生活の個別支援

会資 行 の中 様々な社会資源と結びつけ、 ことを基本とし、居住支援、 法では【図1】にみるように なサービスの提供を確保し、 中心に個々の障害がある人の生活ニー 生活を支援するための過程である。 に行われてきました。 うの エンパ これまで障害がある人の支援は施 の5つを理念として、 源の改善、 心になりました。そしてそれらの支援を が相談支援です。 ワー メントによる支援 開発を行うことが、 しかし障害者自立支援 障害がある人 総合的、 「地域で暮らす 必要があれ 日中活動支援を その支援 設を中 継続 0 ズ ば



的 社

لح

【図 1 障害がある人の地域生活支援】

地

域

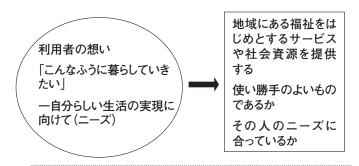
発が行われます。 継続的なサービス供給、 組み立てられてはならない。その上で次の過 意向が尊重されることが必要であり、 に示すような幅広いニーズを把握することか な風 の都合やサービスの提供効率によって支援 ありえない。すなわち、あくまでも利用者 ら始まります。 人や家族の 地 社会資源とニーズを結びつけ、総合的 に暮らしていきたい」という障害がある 域生活支援の基本的な枠組みは、「こん 「想い」をくみ取り【図2、3】 この過程なしには相談支援は 社会資源の改善・ 支援側 開 が  $\bar{o}$ 

学ぶべきものが多いと思います。

に第三者機関である権利擁護センターのアドターマン法にもとづいて、サービス計画立案州の発達障害者の地域生活支援では、ラン組みが進んでいるアメリカ・カリフォルニアこの点に関して、利用者の意向尊重の取り

をとってまで重視していこうとする姿勢から「利用者の意向の尊重」をこのような手続き画を立てていく。わが国の制度とは異なるが、る代弁を利用者の意向として尊重し、支援計るケアマネジャーはそのアドボケイターによ

蛇足を承知でいうと、「利用者の意向の尊を営むことができるよう」支援することが目者が「その有する能力に応じた自立した生活とって分析していくのです。あくまでも利用者が「その有する能力に応じた自立した生活を当一次の構造、ICF(国際生活機能分類)の視点など様々な視点からのアセスメントにを二一ズの構造、ICF(国際生活機能分類)を営むことができるよう」支援することが目的です。



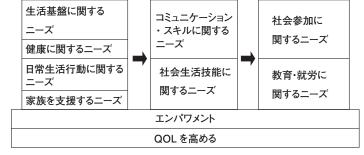
#### 【重要な視点】

- ・個別性 ・利用者中心 ・QOL ・エンパワメント
- ・自己決定の尊重-新しい自立観 ・権利擁護

【図2 利用者の想いの尊重】

#### ニーズの構造図

〈日常生活の基盤を整える〉〈社会生活の基盤をつくる〉〈社会生活を促進する〉



【図3 ニーズの構造】

## (2)障害者相談支援事業

業の中心は個別のサービス利用計画の作成に か、 業として市町村の必須事業を位置づけられて 談支援事業です。この事業は地域生活支援事 度化したものが、 にならないこと(平成20年) 支援計画を作成しても相談支援事業者の収入 となる人の範囲が限定されていたことで個別 あるが、サービス利用計画作成費の支給対象 もできます。その過程は【図4】に示す。 います。 このような障害がある人への相談支援を制 指定相談支援事業者」に委託すること 市町村は自らがこの事業を実施する 障害者自立支援法による相 4月現在の対象

支援事業の大幅な強化が図られています。いわゆる「つなぎ法」では、この障害者相談010)年12月の障害者自立支援法の改正法ほとんど発揮できていなかった。平成22(2援の中心と位置づけられながらもその機能を接の中心と位置づけられながらもるの機能をなどから、障害者相談支援事業は地域生活支

# ③障害者相談支援事業と福祉用具

計画の作成は以下のようなプロセスで行われ一障害者相談支援事業の中心である個別支援

ます。

①ニーズの把握

- ②ニーズの整理、分析
- ③別りで受け河食 三念銭③ラフプラン(仮の支援計画)の作成
- )個別支援計画策定会議
- ⑥支援実施計画の作成(いつ・誰が⑤全体目標、優先順位の設定

会」【図5】が必ずしも本来の役割を果たせ業を支える役割を有する「地域自立支援協議

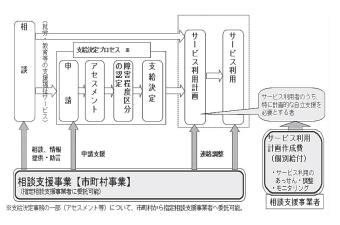
ていないこと(平成20年4月現在設置率65%)

者は1、

920人に過ぎない、

また、この事

どの



【図4 障害者相談支援事業のながれ】

保 そ 福 解 具で解決できる課 たとしても、 度の変化などはある 変動など、 状況や生活の自立度 助までをすることに 者 祉 険  $\tilde{o}$ 決 柏 祉 用 た 0) 用 0) 談支援専 具の結び のような セ 福 め ため ス 具 メ 祉 15 用 は 0) ま 関 福祉 5た体調 [具専] それらの生活上 門員 うけ 作 ブ ŀ す 業療法士、 口 る 菛 題 Ú が 用 セ 専門的 とし とり 相談! 具を選択するためには、 程度把握することが や症状の変化による自 は 必 ス 生活 困難 要に í て取 員などの専門職 が お な 勤 福 理学療法士、 が な 13 知識 多 0 作 て n 祉 った場合 間 出 0 用 65 が必要です。 す、 題を福 H 具 の選 1 内 利 ま 用 K, たは 定援 介護 祉 で 障 0 H 甪 ž

(8) (7)

計

画

0

実施とモニタリング、

評

価

再

利

崩

者

E

よる

確

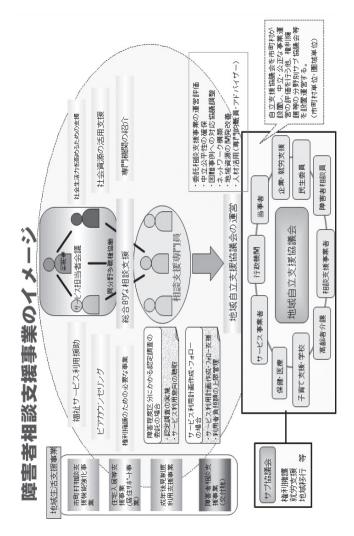
認

契約

ようなサー

ビスを提供するか

など)



【図5 障害者相談支援事業のイメージ】

守点検などについ 力を求めなくてはならない。 支援専門 が欠かせな 61 の重要な専門 多職 てはこれ 種との 性 が連携 ら専 の一つです。 特に使 門職 は障害者 どの い方や保 協 働

員

必 ことなどを避け 使用 要な利用が制限されてしまうことがあっては はならない 13 が想定しにくい状態像」、 別に要介護認定調査項目に対応させた 定められています。 ならない 護保険に 一要性に主導された選定が、特に障害がある人 問 要介護度」が示されています。注意しなくて 題を解決するための必要性 により廃用症候群が進んだりし 護保険における福祉用具の おける福祉 ということです。 のは、このような基準によって必 なくては ここには福祉用 用具選定の ならな 「使用が想定しにく 福祉 があ 判断 選定には 用具の誤 15 が、 ŋ 其の 基準 てしまう 生活上 その った 使用 種 介 Ī が

生活支援では大切な視点となるであろう。

### (4) 障害者相談支援事業からみた福祉用具制 ഗ 問題

制 度上 すでに述べてきた福祉用具を利用 などの問題点はこれまでに する際

1

業に分けられているため、 補装具費給付制度と日常生活用 0) 日常生活用具給付等事業で、 特に 市町 地域格差が 具給付 村 事業 学事

生じている。

②障害者相談支援事業に福祉用 門的 計 祉 を位置づけたとき、 談支援専門員にそこまでは期待できず、 画 用具専門 匠作成費、 知識 障害者相談支援事業ではサービス や技術 |職と 補装具費、 0) が必要とな 協 働 福祉 が 必 崩 日常生活用 るが 具に 要である。 具による支援 か 障害者相 かわる専 具給付 利 L

度

0)

ど専門技術、 価格だけであり、 事業は「物」の買い取りや貸与に対応する サービスにかかる費用が設定 選定や使用方法の指導な

されていない。

③個別支援計画策定会議などを中心として、 機能していないところが多いこと。 相談支援事業を支える多職種協働などの場 である地域自立支援協議会が必ずしも十分

などが挙げられる。

④いわゆる「基準」の問題、 行政の判断で給付に至らないことがある。 また実際の相談支援の現場からは 相談支援事業所

⑤住宅には障害の進行など、利用者の状況に な改修は1回しか行えず、「家に合わせて」 が求められているが、ある地域では大規模 が生活問題の解決に「必要」と判断しても わせてフレキシブルに対応していくこと

> ある。 不便な暮らしをしなくてはならないことが

⑥レンタル制度がないため買い取らざるを得 望してもそれができない。 なくなり、 レンタルになる用具が多く、 なる機器もある。反対に介護保険受給者は 状態の変化などで使用できなく 買い取りを希

## 福祉用具制度の今後の方向性

の改正法いわゆる「つなぎ法」では 高額障害福祉サービス費と補装具の合算が 自立支援協議会を法律上にその根拠を設ける 総合的相談支援センターを市町村に設置する 平成22年12月に成立した障害者自立支援法 可能になり利用者負担が軽減される

など、これまで述べてきた問題のいくつかに

ついて進展がみられました。

課題 出され に関 の課 以前に早急に対応を要する課題の整理 推進 い者制度改革推進会議総合福祉部会長名で提 行う必要があります。 同一にした十分な範囲をもった基準の設定を 加算も含め、 るがしかねず、 てしまうことは、 題)」 か の中でも の波に乗りこのような地域 してはふれられておらず、 ĩ た 「障がい者総合福祉法 に挙げられていた福祉 日常生活用具給付事 補装具費支給などと取り扱 中 山 障害者「福祉」 間 また、 地、 島しょ部などへの 昨年6月に障が 格差が広 「地方分権化 業の地域格差 仮だ の根底を揺 用具関 称 当面 連 制定 11 が を

補聴器給付対象の見直し

が求められ

ます。

意思伝達装置の対象化

・意思伝達装置などの訪問サポートを介護給

付の対象化

助成脳波スイッチなどの研究開発費の大規模

充実日常生活用具給付事業での住宅改造制度

拡大、 ンタ 域格差の解消 常生活用具給付事業との扱い 実とともに、 である程度の進展を見せた相談支援事業の充 総合福祉法 等に関してもふれられては ル 制 介護保険制度との関連に 度や (仮称) 上記 給付 対象となる福祉 した補装具費支給事業と日 の基準など) 制定の際には、 15 0) な などの整理 よる問 崩 問 15 具 題 0) 障 つなぎ法 特に地 題 範 が 囲 15

38

### 文献

法規 2010年福祉用具専門相談員研修用テキスト」中央社団法人シルバーサービス振興会編「五訂

版」東京商工会議所検定事業部検定センコード95」1995年 東京商工会議所編「福祉住環境コーディンナーテキスト」2003年 財団法人テクノエイド協会「福祉用具プラ財団法人テクノエイド協会「福祉用具プラ財団法人テクノエイド協会」

2004年

# 福祉用具について

高齢者生活福祉研究所所長 理学療法士

加島守

者の機能訓練のための用具並びに補装具をい 生活上の便宜を図るための用具及びこれらの に「老人」という。)又は心身障害者 日常生活を営むのに支障のある老人(以下単 法律第37号)の第2条により「この法律に 日法律第38号、 び普及の促進に関する法律 いて「福祉用具」とは、 福祉用具というは、 と定義づけられています。 最終改正:平成22年5月28日 福祉用具の研究開発及 心身の機能が低 (平成5年5月 0 日常 下し お

な生活を送り満足した生活を送るためのもの日常生活上の便宜を図ることによって、快適常生活上の便宜を図るものが福祉用具であり、

ということがいえます。

## 補装具選びについてと課題

です。 を代償したり補う為に給付されるものの総称おいて、失われた身体部位や損なわれた機能 補装具というのは、障害者自立支援法等に

なります。 各障がい別に具体的にあげると以下のように

田:義肢(義手・義足)、な聴覚障害補聴器

①視覚障がい:盲人安全つえ・義眼

眼

鏡

ア肢装具・長下肢装具)、座②肢体不自由:義肢(義手・義足)、装具(短

すなわち、心身機能の低下により生じた日

40

位保持装置、車 す、 歩行器、 座位保持 いす、 いす、 頭部保持具、 起立保 電動 車

用

③その他の障がい:重度障害者用意思伝達装置 便補助具、 歩行補助つえ

補装具の定義は次のように整理されています。 する検討委員会」(平成17年6月) においては、 設計・加工されたもの。 また、 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補 代替するもので、 厚生労働省 「補装具等の見直しに関 障害個別に対応して

学・就労に用いるもので、 身体に装着 て使用するもの。 (装用) して日常生活又は就 同 製品を継続

書又は意見書)を要するもの。 給付に際して専門的 な知見 (医師の判定

> 医療相談員等や福祉事務所等の担当者か がわからないと思います。 の申請をしたらよいかという判断をすること いう判断はもちろん、 自分に適しているか、 補装具を選ぶときエンドユーザーである利 (障がい者) の方は、 どの事業所が適切かと いつどのような補 通常は病院の 補装具の中で ~ら補 医師

の状態などから、必要な補装具の種類や、寸 相談所でご利用者の障がい者手帳の等級や体 定を受けるための予約をします。 県が設置する「身体障害者更生相談所」 装具の申請をすることを勧められ、各都道府 いか、付属品も用いるべきかなどを判定します。 判定を受けに行く時の注意点ですが、 オーダーメードにすべきか、 そして更生 既製品 でよ

法、

人とご家族だけで更生相談所に行くのではな

各市区町村にある障がい者センターなど

多く見られます。

多く見られます。

多く見られます。

多く見られます。

の生活場面よりも頑張ってしまうことがに対している理学療法士や作業療法士にもある。そしてご本人の身体状況のはおおむね1時間程度でご本人の身体状況のはおおむね1時間程度でご本人の身体状況のはおおむね1時間程度でご本人の身体状況のはおおむね1時間程度でご本人の身体状況のはおおむることをお勧めします。判定というのに所属している理学療法士や作業療法士にも

いでしょう。

要に応じて判定の際に同行していただくこと 法士です。できるだけ自宅に来てもらい に頼りになるのが地域の理学療法士や作業療 態を知っていただく必要があります。その時 の生活状況とご本人・ご家族が困ってい 合の方の場合には、 普段の生活で調子の良い時悪い 便利にしたいことを相談し、 良い時と悪 15 できれば必 時 時 の波 がある場 の状

立ち合い、完成後の評価もお願いできるとよた判定後の手続き方法や車いす等の作成時のを記載した書類をお願いできるか相談し、まをができるかどうかもご相談してみてください。

なってしまいます。

号の規定に基づいて厚生労働大臣が定める日また、障害者自立支援法第77条第1項第2

たすことが挙げられます。 具の要件として、以下の3つの項目すべて満が日常生活用具給付等事業になります。 用常生活上の便宜を図るための用具の給付事業

イ 障害者等が安全かつ容易に使用できるもイ 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められるもの

杖、移動移乗支援用具 浴補助用具、 殊マット、 ていないもの例としては、 もので、日常生活品として一般に普及し 害に関する専門的な知識や技術を要する 用具の製作、改良又は開発に当たって障 特殊尿器、 特殊便器、 移動用リフト、 (旧歩行支援用具)、 T字状 特殊寝台、 V:棒状 特 0

電磁調理器、

吸入器、

電気式たん吸引器

ハ

伴うもの)などがあります。 具であって、設置に小規模な住宅改修を害者等の居宅生活動作等を円滑にする用ストーマ用具、居宅生活動作補助用具(障

が大切です。 が大切です。 さの日常生活用具の給付事業でも、補装具 と同じように商品の選定の時、利用者ご本 と同じように商品の選定の時、利用者ご本 と同じように商品の選定の時、利用者ご本

工務店選びの基準としては、どれだけ障が工務店選びの基準としては、どれだけ障が

学療法士や作業療法士が一緒に相談に乗って 住宅改修の時にも障がい者センターなどの理 きちんと行ってくれるかどうかが重要です。 くれるかどうかの確認を行うとよいでしょう。

# 介護保険法と自立支援法の適用関係

上から介護保険適用)で福祉用具の貸与や購 上の方は介護保険(ただし特定疾病は40歳以 入費の給付を受けることができます。 補装具や日常生活用具の給付事業で、65歳以 0歳から4歳の方は、 障害者自立支援法で

則1割負担で購入・修理できます。特殊寝台 など体に装着するものは「補装具」として原 による、車いすや座位保持装置、義足、装具 (介護用ベッド) や特殊マットなどは、 がい者自立支援法の「補装具給付事業」 同じ

> めた費用で給付・貸与されます。 り、「日常生活用具」として各区市町村が定 自立支援法の「日常生活用具給付事業」によ

要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・ 認められた人です。要介護・要支援区分は、 の高齢者で、要介護認定でサービスの利用が 介護保険制度を利用できるのは、 65 歳 災上

す。(ただし、要支援1・2の方は介護予防サー 要介護3.要介護4.要介護5に分けられま

ビスを利用できます。) 要支援・要介護の状態像を【表1】にまと

めてみました。

### 【表 1 要支援・要介護の状態像】

### 要支援1の状態

日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、 日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となるこ との予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要す る状態。

### 要支援2

要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、 何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にある が、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。

### 要介護 1

要支援2の状態から手段的日常動作を行う能力がさらに低下し、部分的な 介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。

### 要介護 2

要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要とな る状態。

### 要介護3

要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方 の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。

### 要介護 4

要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活 を営むことが困難となる状態。

### 要介護 5

要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生 活を行うことがほぼ不可能な状態。

系 皮 期 0 症 ま 脈 症 ン 後 h 齢 ま 険 た 統 質 縦 妆 to 15 末 紃 0 硬 • 狭 1 15 玉 萎縮 糖 靱帯 とも 0 象 16 は 化 窄 基 お 期 度 は 股 尿 病 け 015 種 症 症 底 40 を 膧 関 0 な 類 関 病 症 関 核 る 骨 な ( 優 慢 性 認 化 節 害 年 1) 15 節 早 変 う 64 先 連 恎 性 者 ま 該 糖 歳 度 15 網 老 疾 知 症 1) 疾 的 当 す 著 閞 膜 ウ か 尿 症 患 症 症 患 で 15 で す ŧ 利 ŧ 5 寒 症 7 B し 病 施 る 性 性 チ 65 65 ゥ ۱3 進 折 損 用 脊 脳 神 麥 傷 行 脯 1 行 を 介 す 歳 エ 髄 性核 筋 さ 0 形 疾 ſЩ. 経 丰 伴 護 る 以 ル で 萎縮 場 患 管 小 保 n を 障 ン <u>Ŀ</u> う ナ あ 伴 害 脳 骨 た 疾 ソ F. 険 لح で 1 る 変 定 う 患 性 両 恈 粗 が ħ 症 糖 性 病 側 定 介 麥 側 麻 鬆 め ば 候 定 症 索 形 閉 尿 痺 護 介 0 症 め 群 疾 保 護 性 膝 寒 18 る 病 硬 65 介 病 性 脊 初 化 ま 險 保 関 関 性 護 す

加

症

制

除

節 動

用介助 知器 り車 は 用 用いす・浴槽台・浴槽用手すり・浴槽用 ルト ことができます。 ンタル料金の1割自己負担で、 の12種類 ア 用具購入 入浴台 プ・歩行器・歩行補助杖・認知症老人徘徊 ブル)・車 ij 7 す・ フ 全額支払った後に9割が介護保険で支給 イレ・ 1 ベル 移動用 ŀ ・浴室内すのこ・浴槽内すのこ・ 電動車いす等)・床ずれ防止用具 費として福祉 の吊り具 が「福祉用具貸与」という名目でレ 13 ŀ 昇降便座)・ ス等)・体位変換器・手すり・ス す リフト 簡易浴槽)・特殊尿器・ (標準形車いす・姿勢変換型 また、 Ô 部分の (吊り具の部分を除く) 用具を購入した場合に 入浴補助用具 腰掛便座 5 種 類 レンタルする が (ポータブ 特定福祉 13 (入浴 入浴 移 口 す・ ・ エ 動 咸

> 3 月 くは介護の程度が高くなり他のものに変更す 途や機能が異なる場合や破損した場合、 されます。 ることが必要と認められる場合には、 ません。 目 31 日 の用 にまでの L 具は基本的 か ただし、 Ų 1 同 年 に 間 毎年4月1日 1 種 13 目 つだけし 10 万円ま 0) 福祉用具でも用 ぶでで、 か購入でき から翌年 再度購 もし 同 Ó

寝台付属品

(サイドレー

ル・マット

レス・テ

種

では、

特殊寝台

(介護用ベッド)・

特

殊

### 介 保 福 険法、 祉用具の制度に関して、 自立支援法 課 題と改善策 **の**

入が可能となります。

なり、 1 スを利用する場合には基本的に地域包括支援 平 2 成 の方は介護予防福祉用 福祉用具のみならず訪問 18 年 度介護報酬 改定 に 具貸与 伴 介 護等サ į 販 要支援 売と

まで通りケアマネジャーに相談をすることに保険においては要介護1から5までの方が今センターに相談するようになりました。介護

なります。

体位変換器、 想定しにくい種目 支援1・2、 そして福祉用具貸与については、軽度者 車いす、 車いす付属品、 要介護1)の状態像から利 認知症老人徘徊感知器 (特殊寝台、 保険給付の 床ずれ防止用 特殊寝台付属 移動 崩 要 角 具 が

7001号)

こととしました。
こととしました。
こととしました。
に紹介される状態の判断方法として、原則的に給付される状態の判断方法として、原則的とならない仕組みへの改正が行われ、例外的リフトの8種目)について、保険給付の対象リフトの8種目)について、保険給付の対象

ける移動の支援が特に必要と認められる者」認定調査結果による以外「日常生活範囲におその際、車いす及び段差解消機については、

ついて」(平成16年6月17日老振発第061護保険における福祉用具の選定の判断基準にと消医の意見を踏まえつつ、サービス担当者主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者と議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて判断するようになりました。「介護において段差の解消が必要と及び「生活環境において段差の解消が必要と

とめてみました。 品目に対して例外的に給付可能な状態像をま以下、軽度者に対して給付して除外された

|ア車いす及び車いす付属品:次のいずれかに

何かにつかまったり支えられても歩行が不⑴日常的に歩行が困難な者

可能であるため、

車

いすを使用しなけれ

47

ばな

も歩行ができない場合をいう。

要と認められる者(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必

かに該当する者(一つ)のでは、これでは、「一つ)のでは、「一つ)のでは、「一つ)では、「一つ」では、「一つ」では、「一つ」では、「一つ」では、「一つ」では、「一つ」では、「一つ」では、「一つ」では、「

(1)日常的に起きあがりが困難な者(1)日常的に起きあがりが困難な者をいう。途中まで自分でできていてな場合をいう。途中まで自分でできていても最後の部分で介助が必要とができ上がることができまれる。

寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。介助なしでは一人で寝返りができない等、②日常的に寝返りが困難な者

判明したため、

平成19年4月1日に再度改正

給付の対象とならない事例が存在することが用具が必要な状態であるにもかかわらず例外

り床ずれ防止用具及び体位変換器

寝返りに何らかの介助が必要な場合をいう。介助なしでは一人で寝返りができない等、日常的に寝返りが困難な者

(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶次のいずれにも該当する者

(1)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解(1)意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解が、このような基本調査の結果だけでは福祉に給付を認めるということで実施されましたに給付を認めるというできない場合以外をいう。に給付を認めるということで実施されましたい。

現在の取扱いは以下のようになっています。0001号、老老発第0330003号)、が行われ(平成19年3月30日老振発第033

# 取扱いについて》《軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の

給付の対象となります。 らについて市町村に確認を受けた場合は例外ない場合でも、⑴と⑵の要件を満たし、これない場合でも、⑴と⑵の要件を満たし、これ

具貸与が特に必要である旨が判断されている通じた適切なケアマネジメントにより福祉用断されているか、⑵サービス担当者会議等を該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判(1)下記の⑴からⅢまでのいずれかの状態像に

間帯によって、告示で定める福祉用具が必要チで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時よるON・OFF現象や、重度の関節リウマとなる場合(例 パーキンソン病の治療薬にに起き、告示で定める福祉用具が必要な状態すく、日によって又は時間帯によって、頻繁するの他の原因により、状態が変動しや疾病その他の原因により、状態が変動しや

防止用具・体位変換器・移動リフトです。必要となる福祉用具は、特殊寝台・床ずれとなる場合)。

### (Ⅱ)急性増悪:

速な状態悪化)が必要な状態となる場合(例 がん末期の急化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具

防止用具・体位変換器・移動リフトです。必要となる福祉用具は、特殊寝台・床ずれ

(I)状態の変化: 場合です。

(Ⅲ) による心不全、 から告示で定める福祉用具が必要となる場 危険性又は 疾病その他 ぜんそく発作等による呼吸不全、 症 状 1の原因により、身体 嚥下障害による誤嚥性肺炎 の重 一篤化 の回避等医学的 :への重 心 疾患 判 天 な

回避

は車 に賢 け 給付 の担当 場合がありますので、 付というように状態像によっては給付される される福祉用具の給付制 このように介護保険制度は複雑化 !ができるかどうか自分で判断できるよう 直接市役所の介護保険課等に問 今までの状況から見て徐々に機能低下が いすなどの場合、 い消費者になる必要があるでし 職員 自立支援法の補装具の ・担当ケアマネジャ 地域包括支援センタ 1 時間 限や、 程 しば、 度で判定を受 制度に関 さらに例外給 よう。 į い合わせ、 かりでな 使 L ] 用

> できるものを給付されるようになることを望 だけ状態像の予測をきちんと行い、長く使用 移動手段が限られており、 があると特に が見られたときはその時に再判定という場合 る判定であることがあります。 予測される場合があっても判定が現状に対す に行くこと自体困難なわけですから、 エンド ユーザーである利 何度も判定を受け 将来状 できる 崩 況 者は

費が支給されます。用年数以内での破損及び故障に関しては修理用年数以内での破損及び故障に関しては修理具ごとに耐用年数が決められており、その耐自立支援法の補装具の場合、補装具には装

みます。

セッ 具になりますが、 成する場 院中に健 合が 膝サポーター あり 康保険制度を利用 ります。 。 代表的 この 義手、 なものとしてはコ 場合は治療 義足などがあ して装具 川装 へを作 理費が支給されます。 ように装具ごとに耐用年数が決められ、 場合があります。 受けることができ、 ります。 耐用年数以内での破損及び故障に関しては修 よって9割給付される場合と7割給付される 付されます。 いがあ 治療用 り 70歳以上の 費用を支払っ 装具も各補装具に応じての 自立支援法の補装具と同 給付割合は 方の場合には収 た後に保険給 らおお む7割給 その 付 基

か

の時 色や模様で決めてみたけれど、「実際には生 作成して仮合わせを行います。この仮合わせ 法を測りもしくは型取りを行い、 れます。 な点での不便さがわ なるのですが、実際に使用してみないと様 車 に調整して、その後完成品を受け渡 いすなどの補装具作成の流れですが、寸 例えば車いすのシート からないことが多く見ら の生地ですが 仮のものを l

> てみ ちんと事業所に伝え、対応してくれるかどう て不満もしくは不便なことがあった時にはき メリットとデメリットを必ず聞くこと、 注意点としては、 の確認を行うとよいでしょう。 の目が粗くこすれて痛かった」など使用し な けれ にばわ から 事業所の説明を聞くときに ない点が多くあります。

地

ていくわけですから、 て伝えることが必要です。 新しいものを開発してもらいための意見とし をきちんと伝えることによってメーカー なお願いをすることが目的ではなく、不便さ 伝えてくれるかどうかですし、 ような関係づくりが大切でしょう。 えることによって事業所も経験の蓄積 ることとできないことがあります。 良い事業所選びは、デメリットをきちんと お互いに意見を言える 現在 利用者も無理 の技術ででき しか し伝 側 な

## ライフスタイルの考慮

が必要になるわけです。 から、 活上の便宜を図るということは、心身機能だ 練のための用具並びに補装具」です。日常生 宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓 に関する法律にあるように「日常生活上の 活や職業上必要とされるものや、 イルに応じた補装具づくりや福祉用具の適応 日常生活の不便さを生じているのです。 の心身機能により生活する使用 けが不便さを生じているわけではなくて、 用具は、 支援法による補装具や介護保険法による福 としたものは対象になりません。 治 療用装具は治 利 崩 福祉用具の研究開発及び普及の 者の生活状況すなわちライフ 療が目的ですので、 場面によ しかし自 美容を目 日常 です 促進 つって ス そ 便 生

の説明を受けるだけではどのような生活を送 ば補装具の機能や介護保険のサー 用者自身がどのような生活を送りたいか ネジメントを行うケアマネジャーの方に、利 具の判定をする立場の作業療法士や医師 である供給者に相 かもしれません。 うになるかどうかが予測できないこともある 自分でどのような生活を送ることができるよ ることができるかどうか メージ作りを行うことが必要です。逆に に様々なサービスの提供を送る上でのケアマ して介護保険で最初に相談を受け付け、 フスタイル) でしょう。 今までの生活の経験上で今後の生活 を考えていくこともありますし 一緒になってイメー 補装具や福祉用 談するばかりでなく、 のイ メー ジは ・ビスの ジ作りをし 具の事業所 (ライ 一言え のイ さら 種 そ

てくれる事業所とケアマネジャー

選びがとて

も重要です。

利用者の方は急に動くことができなくなってしまったり、前と状況が変わって今までの生活を送ることができなくなってしまってき楽しみをきちんと伝えることができると、車でしみをきちんと伝えることができないできなくなってしまったり、前と状況が変わって今までのでしょう。

車で行くのか、自家用車でもどのタイプの車は、外出経路や外出手段も変わってくるでしょう。車いすが変われば散歩だけでなく旅行に行くことができるようになるかもしれまけん。外出経路や外出手段も変わってくるですし、外出経路や外出手段も変わってきますし、外出経路や外出手段も変わってきますし、外出経路や外出手段も変わってきますが、目的地に行くまでのようにない。

合は、クッションを敷かないで座っていると例えば自走用標準形車いす【写真1】の場する車いすの機能が変わってきます。に乗ることができるようになるためには使用に乗ることができるようになるためには使用さのかなどそれぞれの目的に対応できるかどなのかなどそれぞれの目的に対応できるかど

らして座ることによりずっこけ座りになりやすぐに臀部が痛くなり、そのためにお尻をず合は、クッションを敷かないで座っているとのえは自走圧標準形車いす【写真1】の場



【写真1】自走用標準車いす

自分でこぐことができなくなってしまいます。 後輪が小さいことで軽量化されていますが、 が助用標準形車いす【写真2】の場合には、 が助用標準形車いす【写真2】の場合には、 で動用標準形車いす【写真2】の場合には、 の場所の圧の上昇とずれを生じる事に は、

このことは両手の筋力低下がないのに自分でこのことは両手の筋力低下がないてしまいます



写真2】介助用標準形車いす

因になってしまいます。ションを敷かないで座れば、腰痛や褥瘡の原のです。自走用標準形車いすと同様にクッこぐことができなくなってしまうことになる

ができるわけではなく、 ん車いすの機能だけで褥瘡の予防を行うこと い時間座ることが可能になるのです。もちろ が痛くなる前に角度を変えることにより、長 くなってから角度を変えるのではなく、 より臀部にかかる圧の軽減を行うことが可能 角度を変える機能(リクライニング機能)に により前方への身体のずれを防ぎ、 には座面の角度を変える機能(ティルト機能) とができるようになります。さらに臀部が痛 とができると車いす上座位姿勢を長くとるこ となります。 姿勢変換機能付き車いす【写真3】の場合 臀部にかかる圧の軽減を行うこ 身体状況、すなわち 背もたれ

ネジャーが居宅介護支援計画(ケアプラン)内に要介護度が認定されます。その後ケアマは、まず各市区町村で要介護認定を受けます。は、まず各市区町村で要介護認定を受けます。は、まず各市区町村で要介護認定を受けます。

いきます。



【写真3】姿勢変換機能付き車いす

がら体に合うことと生活に会う用具を選んでネジャーや福祉用具事業者と一緒に相談しなの計画を盛り込みます。ご利用者は、ケアマを立てることで福祉用具レンタル・購入など

るところを選ぶとよろしいでしょう。イフスタイルを叶えようと親身になってくれれるのはもちろん、自分の目標や希望するう業者は、普段の生活や居住環境をよく見てくこの場合に、ケアマネジャーや福祉用具事

度と洗濯もご主人に頼まなくてはならない。なったけどいつもご主人に見守られてでないい。なんとか一人で歩くことができるようにいとの二人暮らし。近くには子供たちはいな状が出現し3か月入院したおばあさんはご主状が出現し3か月入院したおばあさんはご主

するとどのような生活を送ることができるよ う悪い循環に陥ってしまうかもしれません。 私にも何かできることはないかしら?」とい になった」「いつも家事を頼んでいるけれど、 んに声をかけた時にはもう間に合わなくなっ らいからトイレを我慢していたけどおじいさ おばあさんはご主人に気を遣いながら生活を しをしたところ、見守りであった歩行が四点 うになるかどうかを検討し福祉用具の見な あさんの身体状況からどのような生活環境 しかし、 て・・・・仕方がないからおむつをするよう んは疲れているようだし・・・・」「頼みづ している。「今トイレに行きたいけどお父さ したくても介護保険では認められていない。 自立の場合には家事のヘルパーさんをお願 おばあさんの気持ちを把握し、 おば

散歩をするために車いすとクッシ 易型のスロープをレンタルし、1時間ぐらい そうだ。そのためには玄関の段差に対して簡 ればご主人と二人で桜を見に行くことはでき 外を杖で歩くのは怖いけれど車いすを使用す なってきたので外出したくなってきた。 分でたたむことができるようになってきた。 にしてもらっても、 物を洗ったり干したり取り込んだりはご主人 が回復してきた。体力が回復してくると洗濯 してくると日中起きる時間が多くなり、 すりを設置すると、 杖を使用して可能になった。 タルしてみたら近くの公園でお花見をするこ しばらくすると春になり桜の木も咲くように レが自立できるようになった。トイレが 台所のテーブルでなら自 今まで見守りだった トイレ 3 の中に手 ンをレン まだ 自立 1

とができるようになってきた。もう少し頑張

、護保険制度では同居家族が要介護認定

0

こともなくなってきたのでおむつを外すことビリに通い始めて半年経過すると段々漏らす通所リハビリに通うことに決めた。通所リハするといけないから、自分からおむつをしてするといけないから、自分からおむつをしてれば外も歩くことができるようになるかもし

必要に応じて入院先や通院先の医療関係者と必要に応じて入院先や通院先の医療関係者とないには、ご本人の努力だけで送ることができる様にはなりません。おばあさんの身体機能の把握と精神状態やお気持ちの把握、そしてと活環境の把握を行ったうえで、今お勧めする対応策の提案、状況の変化に応じた対応策の提案が必要になるのです。その提案を行うためには、いかにケアマネジャーや福祉用具ためには、いかにケアマネジャーや福祉用具ためには、いかにケアマネジャーや福祉用具を対応策のような良い循環の生活を送っていくたとのような良い循環の生活を送っていくたのでは、ご本人の努力だけで送ることができる。

に応じた提案力を持っているかが必要です。連絡を取り合う中で、ご本人・ご家族の状況

例えばケアマネジャーの方が「何かご希望

とどちらがいいと思いますか。福祉用具貸与事業所も「ケアマネジャーや事業所はこのカタログの中から選んでください。」という事業所と、ご本人・ご家族の状況に応という事業所と、ご本人・ご家族の状況に応じた提案力を持ったケアマネジャーからはありますか。」しか聞かない方であったり、はありますか。」しか聞かない方であったり、

ができるようになった』。

点も教えてくれる事業所かどうかも、 改善します』と利用者本人では気が付 が可能か、『これを使うと生活 してくれたり、 のではなくさまざまなメーカーの製品を提 してくれる事業所かどうか、 貸与事業所も特定の製造メーカ 利用 者の状況に合わせて調整 1週間ほど試用 がもっとこう 1 を勧 チ か ない 工 める 'n

クポイントになります。

に呼びやすいところがよい事業所です。 認)に来てくれるところ、その後も概ね3か 商品の導入後1週間以内にモニタリング(確 中で何かしらの不都合が出てくるものです。 工事を行っても、いざ使用してみると生活の どんなに慎重に福祉用具を選んだり住宅改修 をきちんとしてくれる事業者かどうかです。 さらにその期間以内にも困ったときには気軽 月に1回はモニタリングに来てくれるところ、 サービス担当者会議やモニタリングなどで、 そして、最も大事なのが、アフターフォロ

> 事業所がよい事業と言えるでしょう。 開催するなど、その場を有効活用してくれる かあればいつでもすぐサービス担当者会議を

を行っておく、もしくは配慮しておく』とい 次に大切なことは、『元気なうちから準備

うことです。

京フォーラムで開催されるようになり平成23 コトエキスポという展示会が有楽町の国際東 (2011) 年には4回目を迎えます。 平成20(2008)年から毎年7月にオヤノ

自分のこと~今できること、今すべきこと~」 忘れを防ぐ方法」「相続・親のこと? ケーションの大切さ」「脳を活性化して、 成23(2011)年には「親子の絆とコミュニ 息子さんや娘さんを対象にした展示会で、平 安否のことなどで悩まれている方」すなわち 本来「親の健康や介護のこと、同居のこと、

担当者会議の開催頻度は「必要に応じて随時

とされています。必要に応じての必要性を何

問題が生じていないかなどを定期的にチェ 福祉用具が体に合っているか、生活の使用上

クしてもらうことは特に必要です。

サービス

ッ

じかに見たり触ったり、 どに分けられ、様々な出店社からの展示品を 施設、 ン・食べるのゾーン・介護、車いすのゾーン・ 様々なセミナー合計14種類が開催され、暮ら 人と家族に知っておいてほしいこと」その他 齢にともなう「きこえ」とのつきあい方~本 公開 できました。 しのゾーン・おでかけのゾーン・きこえのゾー ヤノコトを考えた「転ばぬ先の簡単リフォ ム」」「生活機能回復に向けた排泄ケア」「加 有料老人ホームと高齢者賃貸住宅~」「オ 事例検討会」「シニアのすま お住いさがしのゾーンなどのゾーンな 説明を受けることが いの選び方 1

いままで布団で生活していた方に、要介護にに前向きであるかも大切な要素です。例えば、そして福祉用具を使うご本人が、用具利用

スムーズに移行しやすいものです。 定しておくことができると、いざというときおくと、もしくはベッドで生活することを想ら、普通のベッドで寝る生活を始めて慣れてら、普通のベッドで寝る生活を始めて慣れていたからといっていきなり介護ベッドを勧なったからといっていきなり介護ベッドを勧

最新トレンド!個別援助計画書を使用した

「ベッドを置く部屋などない」という人もいますが、よく見ると独立した子どもの部屋に活スタイルを早くから構築しておくには、こうした精神的な、世帯分離、を済ませておくことも大切だと思います。そうすればいざくことも大切だと思います。そうすればいざくことも大切だと思います。そうすればいざくことも大切だと思います。そうすればいざくことも大切だと思います。そうすればいざくことも大切だと思います。

# 利用する福祉用具について製作者からの視点・障害者が

代表取締役・工学博士橋本義肢製作株式会社

## 障がい者への思い

仕事 の無 輩と合わないという理由 話を聞くと、 ありません。」と小さな声で返事が返ってき ようでした。 ある日、 は い製造業に決めていました。 嫌いなのか?と尋ねると、 次の就職先も福祉とは全く関連 仕事に対する考え方が上司 人の社員が | 退職 から退職を決意 を願 彼に、 「嫌いでは 13 出 ま らや先 今の した L

した。私が「今まで君を頼ってくれていた障の手助けができて、頼りにされて本当に良いの手助けができて、頼りにされて本当に良いがい者の皆さんの期待を裏切って会社を辞めたのまだと思っています。本当は仕事を辞めた

生から「あんなに熱心な生徒の顔を見た事が 感じました。見学が終わってから、 達を見つめる、 でくれていました。そんな一生懸命な子ども のスポンジを切ったりと、 くれました。車いすのネジをとめたり、 学を実施しました。 学校の先生からの依頼で、 カピカ光らせながら、 あれから3年、 多くの社員の暖 平成22(2010)年に支援 生徒の皆さんは、 車いすの説明を聞 学生さんの会社見 皆熱心に取 か 15 引率 眼差 り組 目をピ っの先 円座 しを 13

と思います。」と心温まる感想をいただきま地なんかにつれていくよりも楽しんでくれたる車いすだから、興味があるんですね!遊園ありません。やはり自分達がいつも使ってい

くて、ユーザーの皆さんの思いを感じる事がユーザーの皆さんと直接に触れる機会が少なしています。そのため、工場内で働く社員は具の製作や車いすの修理・改造の業務に従事具の製作や車いすの修理・改造の業務に従事

話いただく事が始めての事でしたので、社員事ですが、ユーザーのご家族に社員の前でお講話をしてもらいました。本当に恥ずかしい抱えておられるお母さんにお願いして会社で平成22(2010)年10月には、障がい児を

できません。

誕生、 中には3年前に会社を辞めと悩んでいた彼も さを再認識した瞬間でした。もちろん、 私達が、義肢や装具を作っている仕事の重大 続く中、 たらよい も緊張していましたし、 障がいの告知、 社員 0) か困っている様子でした。 のすすり泣きが聞こえてきます。 弊社との出会いと話 お母さんも何を話 その 供

沢山の子供たちが履いているから、人のと間

てきました【写真1】。 様々なデザインの入ったベルトができあがっ言われて、目からウロコでした。翌日から、違わないようにデザインを変えて欲しい」と



【写真1】デザインを変えた装具

### 会社紹介

先代の橋本満巨が法人化し、 れました【写真2】。 15年に奥村済世館は橋本義肢製作所に改名さ 正9年に 明治32年に大阪の地に奥村芳松が創設 式会社と社名を改めました。 して開業した奥村済 弊社 0 岡 ル Ì 山 ツは、 へ出張所を開設しました。 世館 義肢装具の製作を目 昭 和 36 です。 (1961)年に 橋本義肢製作株 奥村済世 昭 館 矽 大

が 者に対する偏 私が幼少だった頃の記憶をたどると、 あ ました経験があります。 昭和40年代後半から50年代前半にか 一時は り 両親 家の隣に義肢や装具を製作する も社員 見の目も強く、学校でいじめら ŧ 緒に夕食を食べ 障がい け たり 工場 て、

旅行に行ったりとアットホームで大家族のよ



【写真2】奥村済世館岡山出張所

ウン症のお兄ちゃんを友達が物珍しそうに見

の友達を家に連れてくると、私が大好きなダ

そんな中、私が小学校へ行きだして、学校

には変な人がいるぞ!皆で見に行ってみよていました。翌日に学校へ行くと「橋本の家

うな会社でした。障がい害者雇用率も高く、

ダウン症の社員にもよく遊んでもらいました。

その後、高齢化社会の到来とともに福祉用程の後、高齢化社会の到来とともに福祉用具を販売する会社である岡山リハビリ機器用具を販売する会社である岡山リハビリ機器用具を販売する会社である岡山リハビリ機器用具を扱売する会社である岡山リハビリ機器にあれました。

られ 当時 のモデルルームを作ったために、 学や専門学校から多くの学生さんが見学に来 注目 2階を福 の介護保 ルルームも役目を終え、 トや環境制御装置を設置したモデル 自社ビルを竣工し、 ム を撤去しました。 のニーズも高まり、 に値 ましたが、 は 福祉用 険制度スター しました。 祉 用具のモデル 県や市の関連団 具も珍し 岡 1階を福祉用具販売店舗 平成2(1990)年 山 1 平成10(1998)年 県 13 に伴ってモデル ルームにしました。 下の 电 福祉 体が福祉用 天井走行 弊社のモデ 関 ルー 連 ル ジリフ 0) ムは 1 具 大

与事 私 護保険 業が組 たちは、 にとっては、 す 等 福祉 み込まれ、 制度のサー 給付時代のベッド 用 真 大きな岐  $\hat{o}$ 販 今まで給付 Ľ (売を中 ス への中 路に立ちまし · が 中・ 心に -に福 で して 0) 古市場に 祉 用 た。 ッド 具貨 た

> どのように動くの を使うわけですから、 てもらい、 が作ったレンタル卸会社から福祉用具を卸 タル よりも自 流出するのではないか?また、 か?と予想しておりました。そのため、 用 何時、 0 福祉用具を自社で抱えず、 費で購入する人が多い 貸与事業を始めました。 制度が方向を転換するか?市場が か分からなかっ 利益率は低い のでは たため ンタル 大手企業 当然、 わけです する 卸

ましたが、大手企業の予想どおり、レンタル(介護保険制度がスタートして10年が経過し大きな冒険はできませんでした。

事業は順

調

に推移

しまし

た。

害者自立支援法の 法 み込まれました。 いから 平成 福祉 19(2007)年には、 開具が 中に福 外 れ 祉用具給付 新 規 に新 身体障害者 設 され 事業が組 福

給付事業に影響がでないようにすると説明がとによって、福祉財源が枯渇しても、補装具量的経費から義務的経費へと制度を変えるこ障害者自立支援法への移行については、裁

ありました。

身体障害者福祉法は、昭和22(1947)年に施行されて約50年間続いた古い制度でした。でのため、当時は必要最低限の福祉用具を措置する事とし、障がい者の選択の自由はあまりありませんでした。戦後、急速に経済が発展し、国民が贅沢になり、高齢化社会の到来とともに、海外から福祉用具が沢山、輸入さとともに、海外から福祉用具が沢山、輸入されるようになりました。

がい者の福祉用具給付において措置制度をそがレンタルできるようになった事もあって、障介護保険法では、デザイン性の高い福祉用具また、平成12(2001)年からスタートした

想定していたのではないでしょうか?恐らく、厚生労働省は介護保険法との合流を言った発言をよく耳にするようになりました。このころ、障がい者も歳をとれば高齢者でのまま残しておく事に矛盾が生じてきました。のまま残しておく事に矛盾が生じてきました。

介護保険との合流を前提に制度を作ろうとれたために、制度のほころびが多く見られまは申請者が行い、支払いは市町村が行っていまは申請者が行い、支払いは市町村が行っていまと事業者が直接契約を結んで、注文と支払いと事業者が直接契約を結んで、注文と支払いは申請者が行い、支払いは市町村が行っていました。の意保険との合流を前提に制度を作ろうとが、関係に制度を作ろうとが、対策保険との合流を前提に制度を作ろうと

である事から施行前になって代理受領が認めしかしながら、義足や車いすは非常に高価

られる事になりました。

りました。 ほとんど変わりませんが、手続きが煩雑になこれによって、申請から請求までの流れは

### 制度について

され 市町: 装具研修会が開催されました。 岡山 た多くの項目が掲載されることになりました。 前は修理基準として価格表に入っていなかっ 平 このような価格の大幅な見直しによって、 たため、 対の保健福祉担 車いすの見積り方法が大きく変わ 県更生相談 成22(2010)年4月の価格改正に 平成22(2010)年6月22日 所が 主催となって、 |当者が混乱する事が予想 第1 ŋ 口 お 補 以 15

研修会は、

基金事業である

福祉機器

研修会は、車いす、座位保持装置に関する様の研修会が開催されたものと思います。よって実施されたので、他府県においても同相談基盤整備事業」を岡山県が受けることに

てしまうために、 保健福祉担当者は3年程度で人事異動とな たように思い 否かの判断ができない状態が少しは解消され 多く増えて見 市町村の保健福祉担当者は完成用部品 ・ます。 積りが複雑化する中で、 その都 しか 度、 しながら、 研修会を受ける 市 必 町 要か 村 が

行われ 必要があるが、このような研修会が継続 のため、 社会福祉士等の 義肢装具士や理学療法士、 は 財 政上 専門職が窓口担当者とし 難しいと思われ 作業療法 、ます。 l 7

て常勤化する必要性を強く感じます。

広い ダー車いすには力が入りにくい状態になった のため、価格競争が激化し、手間のかかるオ となる中、各メーカーは大量に仕入れを行う 電動車いすの多くが介護保険レンタルの対象 なっていますが、 レンタル卸会社が大手顧客となりました。 現 車 方、 在、 ダ Ė 市場にはモジュールタイプで調整幅 1 すが多く普及しました。 車いすメー 介護保険のレンタルで対応の難 車 13 すについては給付の対 カーに眼を向けて見ると、 l そ 0 1

すが多く流通してきている現実を考えると、 調整幅の広いモジュラー型車

> される恐れも考えられます。 との見解の違いによって、 で解釈が異なってきたならば、 業者も制度が大幅に変わり、 真面目に頑張ってきた補装具業者は全て影響 具の業界へ参入する事となると予想され 具のレンタルを行っている業者が一気に を受ける事となります。また、 参入業者が間違った請求をした場合、今まで ると思います。そうなれば、介護分 今後、レンタルへ移行する可能性も考えられ ここで、様々な問題が指摘されます。 見積り内容を指摘 県や市町村単位 市 既存の補装具 町村担 7野で福 当者 祉

装具業者も厚生労働省からの通達を基に、 なければ、 た判定と見積りチェック機関が正 場 の混乱は避けられません。 ますます複雑化する制 また、 度に対 常に機能 我 (々補 して

このような事から、

更生相

談所を中心とし

釈の違いが都道府県で生じないように同 らないように努力しなければならないと思い で情報を共 有 Ų 利用者の方々に迷惑が 業者 か か

### 誰 が 福祉用具の担い · 手?

して、 されない資格です。 適合業務を診療補助行為であるとする事に対 されました。義肢装具士は、義肢装具の採型・ 肢装具士法が昭和62(1987)年に施 保健助産婦看護士法の禁止規定に抵触 行

3年間 1, 義肢装具業界は活性化しました。 般大学や他業種からは狭き門となってしま この資格を取得するために、 義肢装具製作会社は義肢装具へ専門特価 !の専門教育を受ける必要があるために、 義肢装具士 その反面 は

ありません。

しました。

からは外れてしまいました。 手であった義肢装具製作所は介護保険 業者として、 そのため、 障がい 介護保険施 者への車いす給付 行前までは、 補 0 め

担 装具

具の 福祉! 専門相談員の上位資格と位置づけられてい くの方々が受講しました。さらに、 を受講すれば、誰でも取得ができるので、 わる事ができます。 資格を持っていれば、 選定業務は、 なっていますが、 現在、 海外では理学療法士や作業療法士が福 フ 用具プランナーという資格もできました。 1 ッテ 介護保険制 福祉用具専門相談員という任意 ゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゙゙゚゙゙゙゙゙゙゙゙゚ ングに関する主 日本では明確な位置づけが この資格は7日間 度下における福 特に経験が無くても携 な 担 福祉 祉 の講習 崩 15 手と 祉 用 具 の

68

育を受けた有資格者が携わるようにしなけれ 問題を解決すべく、 具の押し売り等 まい、 われていますが、医学や選定に携わる専門教 へ指導が行われ、 具に携わる専門職が未成熟の状態となっ このように、 1 ベッドや車いすでの死亡事故や福祉用 ラブルは減らないと思います。 制度が先行したために福祉 Ō 福祉用具のJIS化等も行 トラブルが続出しました。 厚生労働省から各事業所 7 用

### 高機能装具の開発

ショ なりがちで、 れました。 大阪電気通信大学教授) 平. 成 13 ン工学センター (2001)年に 大学教授といえば、 あまり現場ニーズにたった研究 から岡山の大学へ赴任 森本 が労災リハビリテ 正 - 治教授 研究主導型に 現 さ 1

が、脊椎損傷者用の両長下肢装具でした。社が初めて森本教授と共同で開発を行ったの現場ニーズから開発を進めるプロでした。当開発を好まない傾向が強い中で、森本教授は

育髄損傷者は、下肢機能が全廃となった時 点で、車いす生活を余儀なくされますが、長 下肢装具を使って立位をとろうと試みました。 下肢装具を使って立位をとろうと試みました。 生活で実用に至る装具とはならず、社会復帰 生活で実用に至る装具とはならず、社会復帰 されておりませんでした。

で座位から立位をとることができません。そ着者自身で装具の装着ができない事と、自力した。従来の装具でできなかった事とは、装開発しようとしたのが、開発のコンセプトで開発しようとしたのが、開発のコンセプトで

事ができません。きても、自宅で他人の力を借りずに利用するきても、自宅で他人の力を借りずに利用する着や歩行訓練の補助をしてくれる間は使用でのため、リハビリ室等でセラピストが装具装

私たちの場合には、 関節と同様に、足関節を動かす事ができな 上がる事ができる長下肢装具を開発しました。 関節の伸展を補助して一人でスムーズに立ち ることによって、足先と床の間に隙間を作っ まく足を前に出す事ができません。 しまいますと、爪先が床を擦ってしまい、う ために、 使った立位補助機構を開発する事によって、膝 した。また、膝関節の部分にエアシリンダーを いすに乗った状態で装着できるように変えま 次に出てきた課題が足関節の制御です。 そこで、我々は装具の装着方法を変更し、車 足関節を90度屈 足関節を軽度に背屈させ 曲の状態で固定して 健常者の 膝

へも応用することによって、足先のスムーズました。この原理を片麻痺者用の短下肢装具を先が引っかからないように足関節を制御し特殊な液体をブレーキに応用する事によって、て歩行しています。そこで、MR流体という

な振出が可能となりました【写真3】。



【写真3】MR ブレーキを用いた下肢装具

いますが、メカトロニクスを応用した画期的ましたので、重量、大きさ等の課題は残ってを利用した機械的な方法で歩行補助をしてい従来の装具は、プラスチックや金属の特性

な装具だと思われます。

多くの企業や医療関係者の協力の下に実現で りました。また、岡山県産業振興財団 力となりました。また、岡山県産業振興財団 が主催する「ハートフルビジネスおかやま」 が主催する「ハートフルビジネスおかやま」 の助成事業として採用された事が大きな推進 のの企業や医療関係者の協力の下に実現で をこれた事が大きな推進

技術を取り入れて不可能を可能にする事がでが協力することによって、福祉用具に最新の官学民(産業界、行政、学校、医療関係者)このように、利用者ニーズを明確にし、産

あったからこそ実現した事は言うまでもありを牽引してくれた義肢装具士の強い思いがきます。もちろん、研究の中心になって開発

ません。

# 難しくなる障がい者向けの福祉用具

にくくなる傾向にあります。ダーメイドで製作している福祉用具も製作し整備される中で、我々が障がい者向けにオー整品される中で、我々が障がい者向けにオーター法や個人情報保護法等、様々な制度が

んどでした。それが、高齢化社会の中で福祉を対す企業が製作していますが、以前は中小の大手企業が製作していますが、以前は中小の大手企業が製作していますが、以前は中小の大手企業が製作していますが、以前は中小の大手企業が製作していますが、以前は中小の大手企業が製作していますが、以前は中小の大手企業が製作していますが、以前は中小の大手企業が関係していますが、高齢化社会の中で福祉を対していますが、高齢化社会の中で福祉を対していますが、高齢化社会の中で福祉といいますが、高齢化社会の中で福祉といいますが、高齢化社会の中で福祉を対している。

性も飛躍的に向上し、ベッドや車いすはJIアルミや樹脂が主流となりました。デザイン用具需要が急激に高まり、製品材料も鉄から

S規格までできました。

ター、 が今の福祉用具業界を支えていると言っても が多々あり、そこで生まれた福祉用具や人材 テーションセンター、滋賀県福祉用具セン テーションセンター、 祉のまちづくり研究所、 でに、 ター等、 しかしながら、このような時代を迎えるま 労災リハビリ工学センター、 国立障害者リハビリテーシ 行政が中心となって立ち上げた施設 神奈川県総合リハビリ 横浜市総合リハ 兵庫県福 ョンセ ビリ

としての人材がいたからこそ、新しい福祉用の現場を備えた施設に、リハビリを行う仲間「何れのセンターも、臨床と「ものづくり」

過言ではないと思います。

具が生まれ、様々な制度を動かしてくる事が

できました。

です。 はできません。 れる大学では実用的な福祉用具を開発する事 祉用具であったとしても、 当に求める福祉用具を開発する事は至難の業 近い位置にはありませんから、 する環境が少なくなりました。 れている事は非常に頼もしい事だと思い 事によって、 れた人々が、 ストを気にする事無く、良い福祉用具を製作 このような福祉用具の開発に携わってこら その一方で、 また、ユーザーにとって真に必要な福 次世代の福祉用具開発者が生ま 福祉関連の大学にて教鞭をとる 障がい者のために、 研究成果が求 ユーザーが本 大学は臨床と 時間 ・ます。 かめら とコ

ソーシアムを作って、福祉用具の開発に従事最終的には、企業が大学や病院等とコン

ない 益の追求と社会貢献です。 するようになりますが、 る大手企業はありません。 重度障がい者用の福祉用具を開発しようとす 社会貢献を目的 しても、 福祉用具は開発リストには挙がりません。 リスクは負いたくありませんから、 として福祉用具を開 企業の最終目的 当然、 対象者 発するに は 0) 利

足の部品や車いすも高額化してきています。 するしか手立てがありません。そのため、義 等で開発された福祉用具を高価な値段で購入 そうなると、 福祉に寛大であるデンマー ク

て新商品を投入しています。 の福祉用具については、 一方、介護保険の対象となっている12種類 大手メ ĺ 力 1 が 競 5

割の利用料金で指定された福祉用具のレンタ 著になりました。 この 傾向は介護保険がスター 介護保険を使えば1ヶ月1 トし 7 か 5 顕

> ル が行えます。

海外へ製造拠点を移してでも廉価版の生 にメーカーに圧力をかけます。メ 入れて儲けを多くしようと大量仕入れを条件 額です。レンタル事業者は、少しでも安く仕 払い込まれます。これは、ディス る車 トアで売られている車いすの売値を上回 レンタルすると、 きます。 例 えば、 いすが300円の料金で利用する事 見安い 1ヶ月 事業者には3600 ように思い 3000円でレン ますが、 ーカー カウン タ 1 í 0 は、 一産を [る金 トス Ř 车 が でき

拠点を海外へ移し、 れようとすれば、 いすの製造拠点が海外へ移っていきました。 ですから、福祉用具を代表するベッドや車 ISOの取得は必須となり 海外での販売も視野に入 特殊な車

余儀なくされます。

ます。そこで、問題となる事は、

えると質の低下につながりかねません。手が激しくなる中で下がりますが、限界を越術者も育ちません。また、レンタル価格も競が高、特注品対応に遅れがでます。また、技生産工程で「がんじがらめ」にされていますがあしくなる中で下がりますし、ISOでダー品への対応です。量産品が中心となれば、オー

うとします。 品を販売する事によって、価格帯を維持しよ傾向にありますが、メーカーは高付加価値商値のを動車や家電製品等、一般市場でもデフレ

ないのが福祉用具業界です。なっても、値段が高いと市場へ受け入れられ値段は戻りません。機能やデザインが良くしかしながら、福祉用具業界では下がった

利用する人がそれぞれ異なっている事だと考理由の一つには、選ぶ人とお金を払う人、

ば、本人が希望しない福祉用具を使わなけれ福祉用具を選ぶ人達が価格重視で選定を行え対象として認めにくい傾向があります。また、対の事生労働省が高額な福祉用具は支給払い者の厚生労働省が高額な福祉用具は支給

(2007)年の来場者数12万7千人人をピーに感じます。国際福祉機器展(HCR)平成19して新規参入するメーカーも減ってきたようこのような背景から、福祉用具メーカーと

クに減少傾向にあります。

ばなりません。

カーのブースが激減しました。 保険対象品以外の福祉用具を扱っていたメーます。出展社数も年々減少傾向にあり、介護(2005)年の10万人をピークに減少していまた、バリアフリー展においては、平成17

### まとめ

たので、 達のミスでした。 苦していたと聞かされましたが、そうであれ 出されました。担当者からは、改造が複雑 した。 だ!」情けなさで一杯でした。平成22年の暮 たくても言えなくて我慢している人も一 たっても納品できなかったために、 ると思うから私が代表して言っているん は足が動かないだけで口は動く。文句が言 困るんだ!社長ならもっとしっかりしろ! お前がしっかりしないと我々障が 事前に連絡をするべきでした。完全に私 車いすの改造を依頼されて、 車いす利用者の方からお叱りを受けま 自分でなんとか改造しようと四 2ヶ月間 私が 13 苦八 が呼び 杯い だだっ 者

ユーザーの方へ福祉用具を直接提供してい

する事はありませんし、大手企業が新規参入たない市場であるために、補装具業者が成長一般家電業界と比較しても数千分の1にも満る補装具業者の中に大手企業はありません。

する事もありません。

が溢れ、お客様のサービスへのニーズも随分制度も変化しています。安くて高品質な商品た。長い歴史を通して、障がい者のニーズもこの考え方が間違いの元だと気がつきまし

した。 がどんなに変化しても、ユーザーにとって使 ターの思いがある限り、 が良きお手本であって、先生です。 事を形にするのが我々で、 常にユーザーの皆さんのニーズから生まれ 代の流れについてい ていきたいと思います。 を作り出すことができるものと信じて努力し の思いと、それに答えていこうとするサポ できる事は沢山あるはずです。私達の仕事は、 と高くなっています。他業界と同じように時 やすい福祉用具を選定し、 障がいを克服しようとするユーザーの方 度がどのように変化しようが、 障がい者の皆さんから教えてもらった かなければなりません。 我々をとりまく環境 障がい者の皆さん 新しい 、福祉 自分達で 崩 々

### 集計結果

### 『障害者が利用する福祉用具の制度の在り方に関する調査研究』 アンケート調査結果

調査協力者 障害者ご本人・ご家族・関係者など

調査方法 調査票による記入式

実施期間 平成 22 年 11 月 19 日~12 月 8 日

送付数 886 箇所

回答数 283 通 (回答率: 32%)

### A. 回答者の住んでいるところ

| A. Beenville volume                    |     |
|--|-----|
| 回答数                                    | 回答数 |
| 北海道地区                                  | 17  |
| 東北地区(青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県)          | 30  |
| 関東地区(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県)     | 63  |
| 甲信越地区(山梨県、長野県、新潟県)                     | 24  |
| 東海地区(静岡県、愛知県、岐阜県、三重県)                  | 24  |
| 北陸地区(富山県、石川県、福井県)                      | 21  |
| 近畿地区(大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)         | 40  |
| 中国地区(鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県)              | 24  |
| 四国地区(香川県、愛媛県、徳島県、高知県)                  | 10  |
| 九州地区(福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県) | 25  |
| 無記入                                    | 5   |
| 合 計                                    | 283 |

### B. 回答者の性別・年齢

| ٠. | L/L | 11 | м |
|----|-----|----|---|
|    |     |    |   |
|    |     |    |   |

| 畄 |  |  |
|---|--|--|
|   |  |  |

|     |     |     | 中压,石 |  |  |
|-----|-----|-----|------|--|--|
| 男性  | 女性  | 無記入 | 合計   |  |  |
| 138 | 137 | 8   | 283  |  |  |

### 【年齢】

### 単位:名

|         |     |         | 1 125 1 |
|---------|-----|---------|---------|
| 年齢      | 回答数 | 年齢      | 回答数     |
| 10~19 歳 | 18  | 50~59 歳 | 31      |
| 20~29 歳 | 48  | 60~69 歳 | 43      |
| 30~39 歳 | 48  | 70 歳~   | 33      |
| 40~49 歳 | 48  | 無記入     | 14      |
|         |     | 合 計     | 283     |

### C. アンケート回答者(記入者) D. 障害の種別

### D. 障害の種別 (複数記入可)

単位:名

| 単 | 位 | : | 名 |
|---|---|---|---|
|   |   |   |   |

| 回答者 (記入者) | 回答数 |
|-----------|-----|
| 障害児者ご本人   | 12  |
| 障害児者のご家族  | 118 |
| 障害児者の支援者  | 1   |
| 施設関係者     | 2   |
| その他       | 0   |
| 無記入       | 150 |
| 合 計       | 283 |

| 回答者 (記入者) | 回答数 |
|-----------|-----|
| 肢体不自由     | 125 |
| 知的障害      | 58  |
| 精神障害      | 6   |
| 視覚障害      | 5   |
| 聴覚障害      | 6   |
| その他       | 3   |
| 無記入       | 80  |
| 合 計       | 283 |

※代筆含む

### 1. 補装具について

### (1) 補装具を購入して利用している

単位:名

|           |     |        |         | + 10. 11 |
|-----------|-----|--------|---------|----------|
| 年齢 回答数    |     | 利用している | 利用していない | 無記入      |
| 10~19歳    | 18  | 18     | 0       | 0        |
| 20~29歳    | 48  | 42     | 3       | 3        |
| 30~39 歳   | 48  | 43     | 4       | 1        |
| 40~49歳 48 |     | 40     | 7       | 1        |
| 50~59 歳   | 31  | 27     | 4       | 0        |
| 60~69歳 43 |     | 35     | 5 8     |          |
| 70 歳~ 33  |     | 27     | 6       | 0        |
| 無記入 14    |     | 8      | 5       | 1        |
| 合 計       | 283 | 240    | 37      | 6        |

### (2) (1)で「利用している」と回答した方は下記品目の何を利用していますか。

(複数記入可) 単位:名

| (1)     |        |    |     |            |     |       |     |            |                      |
|---------|--------|----|-----|------------|-----|-------|-----|------------|----------------------|
| 年齢      | 利用している | 義肢 | 装具  | 座位保<br>持装置 | 車いす | 電動車いす | 歩行器 | 歩行補<br>助つえ | 重度障害<br>者用意思<br>伝達装置 |
| 10~19 歳 | 18     | 0  | 11  | 13         | 17  | 2     | 8   | 2          | 0                    |
| 20~29 歳 | 42     | 0  | 10  | 22         | 38  | 12    | 5   | 3          | 1                    |
| 30~39 歳 | 43     | 1  | 14  | 12         | 36  | 6     | 0   | 2          | 1                    |
| 40~49 歳 | 40     | 2  | 45  | 35         | 108 | 25    | 7   | 5          | 3                    |
| 50~59 歳 | 27     | 0  | 13  | 11         | 22  | 8     | 4   | 2          | 1                    |
| 60~69 歳 | 35     | 2  | 12  | 5          | 29  | 10    | 2   | 3          | 0                    |
| 70 歳~   | 27     | 1  | 7   | 1          | 18  | 8     | 3   | 5          | 0                    |
| 無記入     | 8      | 0  | 2   | 3          | 7   | 0     | 2   | 1          | 0                    |
| 合 計     | 240    | 6  | 114 | 102        | 275 | 71    | 31  | 23         | 6                    |

上記以外で、利用している補装具

保護帽、頭部保護帽(ヘルメット)補、聴器、立位保持装置、床ずれ防止用マット、 車用カーシート、SRCウォーカー、電動ベット、ストマー、携帯用会話補助装置、 三輪自転車、トーキングエイド、パソコン、床走行式電動介護リフト、 等々

### (3) 補装具の交付、修理などでこれまで不便や不満を感じたことはありますか。

単位: 名

|               |            |            |            |            |            |            |          |     | +E. 1 |  |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----------|-----|-------|--|
| 回答者(記入者)      | 10~<br>19歳 | 20~<br>29歳 | 30~<br>39歳 | 40~<br>49歳 | 50~<br>59歳 | 60~<br>69歳 | 70歳<br>~ | 無記入 | 合 計   |  |
| 回答数           | 18         | 48         | 48         | 48         | 31         | 43         | 33       | 14  | 283   |  |
| 不便や不満を<br>感じた | 15         | 29         | 30         | 27         | 17         | 23         | 11       | 8   | 160   |  |
| 不便や不満は<br>ない  | 3          | 10         | 11         | 16         | 9          | 14         | 12       | 1   | 76    |  |
| 無記入           | 0          | 9          | 7          | 5          | 5          | 6          | 10       | 5   | 47    |  |

### 2. 日常生活用具費について

### (1) 回答者が利用している種目・品目

単位:名

|               |            |    |    |            |            |    |     | <del></del> | 122 - 14 |
|---------------|------------|----|----|------------|------------|----|-----|-------------|----------|
| 回答者(記入者)      | 10~<br>19歳 |    |    | 40~<br>49歳 | 50~<br>59歳 |    | 70~ | 無記入         | 合 計      |
| 回答数           | 18         | 48 | 48 | 48         | 31         | 43 | 33  | 14          | 283      |
| 種目、品目例等(耐用年数) |            |    |    |            | 回答数        | 数  |     |             |          |
| 歩行補助杖(3年)     | 0          | 1  | 1  | 0          | 1          | 1  | 1   | 1           | 6        |
| 頭部保護帽(3年)     | 0          | 1  | 2  | 2          | 2          | 1  | 2   | 0           | 10       |
| 便 器(8年)       | 0          | 0  | 3  | 5          | 0          | 1  | 2   | 0           | 11       |
| 特殊マット(5年)     | 2          | 0  | 2  | 2          | 2          | 4  | 2   | 0           | 14       |
| 特殊寝台(8年)      | 2          | 1  | 3  | 4          | 1          | 1  | 0   | 0           | 12       |
| 特殊尿器(5年)      | 0          | 1  | 0  | 1          | 0          | 0  | 0   | 0           | 2        |
| 入浴担架(5年)      | 0          | 1  | 0  | 2          | 1          | 0  | 0   | 0           | 4        |
| 体位変換器(5年)     | 1          | 0  | 1  | 3          | 0          | 0  | 0   | 0           | 5        |
| 入浴補助用具(8年)    | 1          | 4  | 4  | 8          | 1          | 2  | 1   | 0           | 21       |
| 訓練用ベッド(8年)    | 0          | 0  | 0  | 1          | 1          | 1  | 0   | 0           | 3        |
| 訓練いす(5年)      | 0          | 0  | 2  | 1          | 0          | 1  | 0   | 0           | 4        |
| 移動用リフト(4年)    | 1          | 1  | 3  | 3          | 1          | 0  | 0   | 0           | 9        |
| 移動・移乗支援用具(8年) | 0          | 3  | 1  | 2          | 0          | 0  | 0   | 0           | 6        |
| 居宅生活動作補助用具    | 0          | ١, | ,  | ٠,         |            |    | ٠,  |             |          |
| (1回のみ)        | 0          | 1  | 1  | 1          | 0          | 0  | 1   | 0           | 4        |
| 収尿器 (1 年)     | 0          | 0  | 0  | 0          | 0          | 1  | 1   | 0           | 2        |
| 特殊便器(8年)      | 0          | 1  | 1  | 1          | 0          | 0  | 0   | 0           | 3        |
| パソコン周辺機器(5年)  | 0          | 6  | 2  | 3          | 0          | 0  | 1   | 0           | 12       |
| ネブライザー(5年)    | 1          | 0  | 0  | 1          | 1          | 0  | 0   | 0           | 3        |
| 電気式たん吸引器(5年)  | 3          | 2  | 1  | 2          | 1          | 6  | 0   | 0           | 15       |
| 紙おむつ等         | 2          | 11 | 11 | 11         | 5          | 0  | 5   | 1           | 46       |
| 火災警報器(8年)     | 1          | 0  | 2  | 1          | 0          | 0  | 0   | 0           | 4        |
| 自動消火器(8年)     | 0          | 0  | 0  | 0          | 0          | 0  | 0   | 0           | 0        |
| 緊急通報装置        | 0          | 0  | 0  | 0          | 0          | 0  | 0   | 0           | 0        |
| 電磁調理器(6年)     | 0          | 0  | 0  | 0          | 1          | 0  | 0   | 0           | 1        |
| 步行時間延長信号機用小型  |            |    |    |            |            | _  |     |             |          |
| 送信機(10年)      | 0          | 0  | 0  | 0          | 0          | 0  | 0   | 0           | 0        |
| 携帯用会話補助装置(5年) | 0          | 0  | 0  | 4          | 1          | 0  | 0   | 0           | 5        |
| 情報・通信支援用具     | 0          | 0  | 0  | 0          | 0          | 0  | 0   | 1           | 1        |
| 聴覚障害者用屋内信号装置  | 0          | 0  | 0  |            | 0          | 0  |     |             | 0        |
| (10年)         | 0          | 0  | 0  | 0          | 0          | 0  | 0   | 0           | 0        |
| ストーマ装具        | 0          |    | 0  |            | 0          | 1  |     |             | 0        |
| (ストーマ用品・洗腸用具) | 0          | 0  | 0  | 1          | 0          | 1  | 0   | 0           | 2        |
|               |            |    |    |            |            |    |     |             |          |

### (2) 自治体独自で行っている事業

【回答者が住んでいる地域での事業】

紙おむつ支給制度、紙おむつ購入費助成制度、住宅整備補助事業、

訪問入浴サービス事業、補装具自己負担補助制度 等々

### (3) 日常生活用具の申請、修理などでこれまで不便や不満を感じたことはありますか。

単位:名

|               |            |            |            |            |            |            |          |     | +1E · 11 |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----------|-----|----------|
| 回答者(記入者)      | 10~<br>19歳 | 20~<br>29歳 | 30~<br>39歳 | 40~<br>49歳 | 50~<br>59歳 | 60~<br>69歳 | 70歳<br>~ | 無記入 | 合 計      |
| 回答数           | 18         | 48         | 48         | 48         | 31         | 43         | 33       | 14  | 283      |
| 不便や不満を<br>感じた | 13         | 15         | 9          | 18         | 7          | 10         | 5        | 4   | 81       |
| 不便や不満は<br>ない  | 1          | 11         | 17         | 15         | 8          | 10         | 11       | 2   | 75       |
| 無記入           | 4          | 22         | 22         | 15         | 16         | 23         | 17       | 8   | 127      |

3. 補装具費支給制度(自立支援給付)と日常生活用具給付等事業(地域生活支援事業の一事業)について、厚生労働省調査より両制度の対象となっている障害者や支援者から下記のような意見が聞かれることが報告されています。また、本会実施の研修会等でも意見・要望が報告されています。どの意見・要望を支持するか伺います。

※強く支持する項目順にポイントを加えて集計

(1番に支持する=10ポイント~10番に支持する=1ポイント)単位:ポイント

|    | 回答者(記入者)   | 10~<br>19歳 | 20~<br>29歳 | 30~<br>39歳 | 40~<br>49歳 | 50~<br>59歳 | 60~<br>69歳 | 70~ | 無記入 | 合 計 |
|----|--|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----|-----|-----|
| 1  | 年齢により福祉用具の給付制度が異なる現状を見直し、利用者のニーズを優先する<br>仕組みをつくる事を望む。                    | 73         | 163        | 185        | 164        | 133        | 101        | 77  | 31  | 927 |
| 2  | 補装具判定の手続きを近く<br>の医療機関等で行えるよう<br>にすべき。(補装具判定機<br>関と地域の医療機関が連<br>携すべき)     | 68         | 144        | 169        | 153        | 93         | 103        | 55  | 25  | 810 |
| 3  | 日常生活用具の品目、給付額が市町村によって異なる、<br>公平な給付とするべき。                                 | 24         | 153        | 124        | 169        | 110        | 120        | 58  | 29  | 787 |
| 4  | 日常生活用具の給付上限<br>額と実際の品目の価格に乖<br>離があるため給付額の見直<br>しを望む。                     | 45         | 139        | 104        | 169        | 97         | 82         | 49  | 12  | 697 |
| 5  | 両制度で統一的な取扱いと<br>してほしい。   | 29         | 146        | 110        | 107        | 83         | 97         | 100 | 12  | 684 |
| 6  | 補装具は更生相談所に相<br>談できるが、日常生活用具に<br>ついても相談できる環境を<br>整備してほしい。                 | 41         | 96         | 90         | 123        | 74         | 82         | 58  | 10  | 574 |
| 7  | レンタル制度を導入してほし<br>い。  | 23         | 98         | 53         | 83         | 44         | 61         | 28  | 7   | 397 |
| 8  | 福祉用具の適合には専門<br>的な技術を要し時間がかか<br>ることから「もの」の価格だけ<br>でなくサービス費を別に設定<br>してほしい。 | 23         | 67         | 40         | 80         | 44         | 61         | 42  | 10  | 367 |
| 9  | 補装具製作事業者を指定<br>事業者制にすべき。   | 15         | 49         | 38         | 40         | 33         | 46         | 30  | 0   | 251 |
| 10 | 離島や山間地域については<br>加算を設けるべき。  | 12         | 48         | 32         | 50         | 48         | 45         | 14  | 0   | 249 |

### 4. レンタルにすると効果的な品目

ベット、歩行容器、ポータブルトイレ、車いす、携帯用会話補助装置、特殊寝台、 座位保持装置、電動車いす、移動用リフト、スロープ(持ち運びができる軽量のもの)、 吸引器、歩行器、訓練用ベット、情報通信支援用具、トイレットチェアー(学童期)、 ネプライザー、カーシート、階段移動時リフト、便器、 等々

### 集計結果

### 『障害者が利用する福祉用具の制度の在り方に関する調査研究』 アンケート調査結果

調査協力者 障害者自立支援法の実施主体である全ての市町

調査方法 調査票による記入式

実施期間 平成 22 年 11 月 19 日~12 月 8 日

送付数 1614 箇所

回答数 840 通 (回答率:52%)

単位: 自治体

| 自治体 | 市   | 町   | 無記入 | 合 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 回答数 | 495 | 340 | 5   | 840 |

### 《補装具について》

### 1. 補装具種目の所有状況 【直近の種目別の所有状況】

単位:人

|              |        |       |      |      |      |        |     | 157 . 7 |
|--------------|--------|-------|------|------|------|--------|-----|---------|
|              | 合      | 計     | 市    |      | 町    |        | 無言  | 己入      |
|              | 840É   | l治体   | 495É | l治体  | 340É | 340自治体 |     | 台体      |
|              | 者      | 児     | 者    | 児    | 者    | 児      | 者   | 児       |
| 義肢           | 3,762  | 367   | 3058 | 315  | 665  | 49     | 39  | 3       |
| 装具           | 10,748 | 3,700 | 8602 | 3090 | 1893 | 564    | 253 | 46      |
| 座位保持装置       | _      | 2,415 | _    | 1999 | _    | 370    | _   | 46      |
| 車いす          | 11,529 | 3,072 | 9216 | 2597 | 2079 | 382    | 234 | 93      |
| 電動車いす        | 2,113  | 346   | 1718 | 317  | 314  | 25     | 81  | 4       |
| 歩行器          | 622    | 614   | 507  | 502  | 105  | 90     | 10  | 22      |
| 歩行補助つえ       | 2,805  | 234   | 2264 | 183  | 509  | 46     | 32  | 5       |
| 重度障害者用意思伝達装置 | 254    | 13    | 212  | 11   | 35   | 2      | 7   | 0       |

### 2. 補装具種目別交付件数

### 【平成21年度における種目別の実績】

単位:件

|              | 合      | 計      | Ī      | 市      |       | Ţ   | 無記入 |     |
|--------------|--------|--------|--------|--------|-------|-----|-----|-----|
|              | 840 É  | 治体     | 495É   | 治体     | 340É  | 治体  | 5自治 | 冶体  |
|              | 者      | 児      | 者      | 児      | 者     | 児   | 者   | 児   |
| 義肢           | 4,456  | 244    | 4002   | 216    | 390   | 26  | 64  | 2   |
| 装具           | 17,035 | 10,787 | 15,418 | 10,067 | 1,361 | 598 | 256 | 122 |
| 座位保持装置       | _      | 4,520  | _      | 4,049  | _     | 388 | _   | 83  |
| 車いす          | 12,069 | 5,278  | 10,907 | 4,908  | 1,001 | 301 | 161 | 69  |
| 電動車いす        | 1,720  | 401    | 1,580  | 366    | 110   | 25  | 30  | 10  |
| 歩行器          | 763    | 928    | 694    | 848    | 60    | 64  | 9   | 16  |
| 歩行補助つえ       | 2,928  | 431    | 2,632  | 394    | 260   | 34  | 36  | 3   |
| 重度障害者用意思伝達装置 | 418    | 43     | 377    | 41     | 33    | 2   | 8   | 0   |

### 3. 補装具種目別修理件数 【平成 21 年度における種目別の実績】

畄付・化

| 1 成と「中皮にもがる住口がの夫債」 単位・計 |        |        |       |      |      |     |     |    |
|-------------------------|--------|--------|-------|------|------|-----|-----|----|
|                         | 合計     |        | Ī     | fi   | H    | Ţ   | 無記入 |    |
|                         | 840É   | 840自治体 |       | 治体   | 340É | 治体  | 5自  | 冶体 |
|                         | 者      | 児      | 者     | 児    | 者    | 児   | 者   | 児  |
| 義肢                      | 4,731  | 134    | 4312  | 121  | 361  | 12  | 58  | 1  |
| 装具                      | 9,195  | 1,721  | 8478  | 1633 | 596  | 71  | 121 | 17 |
| 座位保持装置                  | _      | 2,648  | _     | 2447 | _    | 167 | _   | 34 |
| 車いす                     | 20,442 | 3,137  | 18664 | 2914 | 1443 | 189 | 335 | 34 |
| 電動車いす                   | 8,660  | 501    | 8075  | 474  | 419  | 22  | 166 | 5  |
| 歩行器                     | 124    | 149    | 106   | 137  | 18   | 12  | 0   | 0  |
| 歩行補助つえ                  | 114    | 48     | 98    | 42   | 15   | 5   | 1   | 1  |
| 重度障害者用意思伝達装置            | 305    | 12     | 278   | 12   | 24   | 0   | 3   | 0  |

### 4. 耐用年数未満で再交付等したもの(件数)

【平成21年度における種目別の実績】

| 単 |  | 华 |
|---|--|---|
|   |  |   |

|              | 合計   |     | 市    |     | 町    |     | 無記入 |    |
|--------------|------|-----|------|-----|------|-----|-----|----|
|              | 840É | l治体 | 495É | 治体  | 340É | l治体 | 5自  | 台体 |
|              | 者    | 児   | 者    | 児   | 者    | 児   | 者   | 児  |
| 義肢           | 60   | 19  | 52   | 17  | 8    | 2   | 0   | 0  |
| 装具           | 223  | 594 | 171  | 529 | 52   | 65  | 0   | 0  |
| 座位保持装置       | _    | 212 | _    | 183 | _    | 29  | _   | 0  |
| 車いす          | 251  | 405 | 206  | 383 | 45   | 22  | 0   | 0  |
| 電動車いす        | 31   | 13  | 20   | 11  | 11   | 2   | 0   | 0  |
| 歩行器          | 8    | 30  | 6    | 29  | 2    | 1   | 0   | 0  |
| 歩行補助つえ       | 30   | 24  | 28   | 20  | 2    | 4   | 0   | 0  |
| 重度障害者用意思伝達装置 | 3    | 0   | 3    | 0   | 0    | 0   | 0   | 0  |

### 5. 耐用年数を待たず行った再交付等の事例一①

| 種目(耐用年数)                              | 車いす<br>(6年)  | 車いす<br>(6年)             | 車いす<br>(5年)             | 車いす<br>(普通型)            | 車いす<br>(6年)                                    | 電動車いす (6年)                                     |
|---------------------------------------|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--|--|
| 再交付又は修理                               | 再交付  | 再交付                     | 再交付                     | 再支給                     | 再交付  | 再交付  |
| 障害者又は障害児                              | 障害児  | 障害者                     | 障害児                     | 障害児                     | 障害児  | 障害者  |
| 障害種別                                  | 肢体不自由  | 重複障害                    | 重複障害                    | 脳病変移動                   | 体幹の機能障害  | 身体   |
| 障害等級                                  | 1級   | 1級                      | 1級                      | 2 級                     | 1級   | 1級   |
| 障害名                                   | 脳性麻痺に<br>よる<br>機能しる<br>を<br>能しる<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を<br>を |                         | 二部脊椎                    | 脳性麻痺                    | 脳性麻痺   | 筋ジストロフィー                                       |
| 再交付等の理由                               | 成長のため<br>身体に合わ<br>なくなった  | 身体の変化                   | 成長のため<br>身体に合わ<br>なくなった | 成長のため<br>身体に合わ<br>なくなった | 身体の成長に<br>より既存の車<br>いすが合わな<br>くなったため<br>(修理不能) | 筋ジストロフィー<br>が進行し、体に<br>合わず長時間<br>姿勢保持がで<br>きない |
| 以前支給した補<br>装具と今回交付<br>等する補装具の<br>相違点等 |  | 痩身により<br>車いすが体<br>に合わない | 体に合わせ<br>たサイズのも<br>のに変更 | 成長対応型                   | サイズの変更   | ティルト・リクラ<br>イニング式、リフ<br>ト式                     |
| 支給額                                   | 171,598円   | 126,308円                | 234,376円                | 204,106円                | 792,866円                                       | 1,011,460円                                     |

### 5. 耐用年数を待たず行った再交付等の事例-②

| 種目(耐用年数)                              | 靴型装具<br>(3年)  | 重度障害者<br>用意思伝達<br>装置(5年) | 下肢装具       | 座位保持<br>装置<br>(3年)      | 車いすリクライ<br>ニング式<br>(6年) | 長下肢装具<br>(3年)  |
|---------------------------------------|---------------|--------------------------|------------|-------------------------|-------------------------|----------------|
| 再交付又は修理                               | 再交付           | 再交付                      | 再交付        | 再交付                     | 再交付                     | 再交付            |
| 障害者又は障害児                              | 障害児           | 障害者                      | 障害児        | 障害児                     | 障害児                     | 障害者            |
| 障害種別                                  | 右上・下肢<br>障害   | 重複障害                     |            | 重複障害                    | 身体                      | 肢体不自由          |
| 障害等級                                  | 2級            | 1級                       | 3 級        | 1級                      | 1級                      | 3 級            |
| 障害名                                   | 脳梗塞           | 筋萎縮性側<br>索硬化症            | 下肢機能障<br>害 | 脳性麻痺                    | 両上肢機能障<br>害             | 右下肢機能障<br>害    |
| 再交付等の理由                               | 足に合わな<br>くなった | 筋力低下の<br>症状の重度<br>か      | 身体の変化      | 成長により<br>身体に合わ<br>なくなった | 身体の成長                   | 生活環境の変<br>化    |
| 以前支給した補<br>装具と今回交付<br>等する補装具の<br>相違点等 |               | 入力装置の<br>交換              | サイズ変更      | 部品交換、寸法                 |                         | 補装具の処方<br>相違なし |
| 支給額                                   | 66,929円       | 35910円                   | 59837円     | 412309円                 | 517352円                 | 122031円        |

### 《日常生活用具制度について》

- 1. 日常生活用具給付等事業について
- ◆自治体独自で行っている事業一例

音声識別装置

カーシートの購入費

紙おむつ購入費助成事業

タッチ式ボイスレコーダーの給付 保護ブーツ給付

介護者用車いす電動補助ユニット

在宅重度身体障害者住宅改修費給付事業

在宅福祉利用券給付事業

在宅介護用品助成事業

重度障害者(児)日常生活用具給付事業 難聴児補聴器購入費補助事業

特殊障害者器具装置費用助成

パルスオキシメーター

緊急通報体制支援事業 等々

### ◆耐用年数を待たずにして再給付した用具の具体的な内容

| 種目                         | 情報・意思疎通<br>支援用具       | 在宅療育等<br>支援用具 | 在宅療養等<br>支援用具              | 自立生活<br>支援用具              |
|----------------------------|-----------------------|---------------|----------------------------|---------------------------|
| 品目例等                       | 人口咽頭                  | 電気式たん吸引器      | 頭部保護帽                      | 入浴補助用具                    |
| 障害者又は障害児                   | 障害者                   | 障害児           | 障害児                        | 障害者                       |
| 障害種別                       | 音声言語                  | 内部            | 肢体不自由                      | 肢体不自由                     |
| 障害等級                       | 3 級                   | 1 級           | 2 級                        | 1 級                       |
| 障害名                        | 咽頭全摘出による音<br>声言語機能の喪失 | 呼吸器機能障害       | 下肢機能障害                     | 筋ジストロフィーに<br>よる四肢機能障<br>害 |
| 再給付の理由                     | 修理不可能                 | 修理不能          | 身体の成長によ<br>り身体に合わなく<br>なった |                           |
| 以前支給した用具と今回<br>給付した用具の相違点等 | なし                    | なし            | サイズの変更                     | シャワーチェアの<br>背もたれの有無       |
| 支給額                        | 631,000円              | 48,000円       | 14,090円                    | 90,000円                   |

| 種目                         | 在宅療養等<br>支援用具                                  | 自立生活<br>支援用具      | 自立生活<br>支援用具 | 自立生活<br>支援用具     |
|----------------------------|--|-------------------|--------------|------------------|
| 品目例等                       | 電気式たん吸引器                                       | 頭部保護帽             | 歩行補助杖        | 聴覚障害者用屋<br>内信号装置 |
| 障害者又は障害児                   | 障害者  | 障害者               | 障害者          | 障害者              |
| 障害種別                       | 呼吸器障害  | 肢体不自由             | 1種           | 聴覚               |
| 障害等級                       | 1級   | 3 級               | 2 級          | 2 級              |
| 障害名                        | アミロイドーシス                                       | 両下肢内転足            | 両下肢          | 両耳ろう、言語機<br>能の喪失 |
| 再給付の理由                     | 前回交付のポータブ<br>ル型では性能不足、<br>また不調、故障が多<br>発しているため | 亀裂が入り大きさ<br>が合わない | 杖を紛失         | 不明               |
| 以前支給した用具と今回<br>給付した用具の相違点等 | 据え置き型  | 柔らかい素材に<br>なった    | なし           | 不明               |
| 支給額                        | 45,000円  | 15,200円           | 2,700円       | 11,340円          |

# 不便や不満を感じた事例

## 《補装具の場合》

## 【制度への要望】

考え方を見直してほし

è,

定の手術を他県で行い、補装靴も大きな病に変えるべき。

車いすは毎日使用する必要不可欠なもので、認められにくい。肢体不自由児者にとって、▼成年に達した障害者は車いすの新規作成が

する。できるなら、車いす1人1台というう車いすが必要になる。柔軟な対応を希望り、成年に達してから体が大きくなる又、り、成年に達してから体が大きくなる又、な種による負加も大きく消耗も激しいが、体重による負加も大きく消耗も激しいが、

世額は健保で3万円)補装具と靴はセットや合成だったりして軽くて良いのですが、を合成だったりして軽くて良いのですが、あたる部分は破れてしまいます。外出にはあたる部分は破れてしまいます。外出にはあたる部分は破れてしまいるので、症れのしまうので長靴を使用しているので、左右の地を特注すると10万円と高額でした。(負担額は健保で3万円)補装具と靴はセットを合成だった。

よう望みます。 の物だと思いますので、靴にも補助が出る

●車いす、座位保持いすを新しいものに5年

◆自治体指定の業者から購入しないと補助がほしい。

し出たがなかなか許可が出ない。付されておらず、外用と室内用が必要と申予型装具を使用しているが1足だけしか給

★介護リフトの修理は給付対象でないので高新規製作にしてほしい。長下補装具の破損した場合、修理ではなく

卒業後は厳しい審査を受けないと新しいも▼高等部在学中に電動車いすを作りました。

額費用

が

か

か

った。

るよう柔軟な対応を希望する。 ら使用しています。電動車いすも選択できのは作れないと聞いており、修理をしなが

\*電動車いすに助成してほしい。

本人に合った歩行器に対しての補 代替品がない るが、こちらは時期を選べない 不便)。年度末の申請は通常の倍の日 →差額自己負担金が高額になる。 も同じ対応をしてほし かかる。予算の都合であることは理解でき (本人に合った物がな 6 1 ので、 修 助が 11 理 数が ため ない。 中

▼意志伝達装置などは重度身体障害であって 補助対象外となる。 が交付額は変わらない。 められない。収入により車いすであっ 手帳に 製品は 日々開発されて高額化している 「言語障害」と表記がない 補助 Ĩ. 丽 額 が 低 ても と思 と認

★養護学校卒業時、今まで使用してきた外国対応を要望します。

\*車いすを作るとき、 \*障害者の身体のバランスは、 師 度も指定の医療機関にいく必要がある。 含めた判断基準があってほしい にもたらしているのか、 変わってくるので、 の受診に始まり、仮合わせ・確認など、 せず、障害の状態がどのような変化を用具 の立会が必要な場合を除き、 耐用年数だけを基準に 意見書 という現状認識を (判定) のた 加齢とともに 業者との直 医 何 め

(病院に業者が来る日が限られている)

フトへの補助がない、少ない。幅に自己負担が重い。屋内外の階段昇降りたものにすると高額になる。交付額では大を動車いすなど仕様が多く、利用者に合っ

小児科医まで広げていただきたい。 ・一に問い合わせた所、障害者手帳に「音声 ・市に問い合わせた所、障害名が必要と言われ という障害名が必要と言われ という障害名が必要と言われ という障害名が必要と言われ という障害名が必要と言われ をが耳鼻科医の限られた医師とのこと。小 児科医では診断書が書けないとのことでし た。子どもの場合は診断書を書ける医師を か児科医まで広げていただきたい。

めた場合、対応してほしい。必要な知的障害者もおり、医師が必要と認が受けられない。肢体でなくとも補装具のが受けられない。肢体でなくとも補装具の補助

接

のやりとりができるようになると助かる。

のバッテリーの買い替えは自己負担。補装座位保持装置のテーブル等)。電動車いす己負担購入となる。(車いすの股ベルト、

具種目としてほしい。

**|本人にシーティングしてから出来上が** 判定を受けなければ作れず、その判定の時 が出ず、自己負担が高い。 許可してほしい。 施設職員やシーティング業者の立ち会いを と保護者が業者とやりとりすることが多く、 のが作れない人がいることと、 に説明することができず、本人にあったも に保護者が知識を持っていなければ、 パーツの組み合わせで防ごうとしても補助 で時間がかかりすぎる。 のの聞き取りの時間が長い。20歳を超える 身体が曲がる前に 20歳を超えると 判定そのも 容易 りま

> 使用してみたい歩行器が基準外の歩行器で、 はできるが、 使って挙げられないのが不便である。 さそうな装具 担金も高額なため諦めた。 申請してもなかな い人しか使えない。可能性のある子どもに 装具 (歩行器) か申請がおりず、 (歩行器) は高額 結局、 の値段が高 で所得 機能 2が高 の良

すぎる。

車いすを交付する際、利用者と業者間に入るケースワーカー、OT、PTの専門員のるケースワーカー、OT、PTの専門員の関を感じる。アドバイスが過去に比べると手薄になってアドバイスが過去に比べると手薄になってアドバイスが過去に比べると手薄になってである。

・車いすは室内用と外出用(屋外用)の2台

の申請を認めてほしい。

## 申請 ・判定・交付(支給)】

用 生相談所の職員の意見のみが反映され、 語から交付まで時間がかかりすぎる。 者の声が通らない。 利 更

中請後、 位保持装置なので、 間 真を提供してほしいと要請があり、少々手 安になったことがある。 期なので完成時にあと何年使用できるか不 が変わったとき現在使用しているものの写 交付から給付については、比較的早くして がかかる。(車いす、座位保持装置)。 いただいているので不満はないが、 る状況だった。年数、年齢だけでも理解 がかかった。実際は6年以上使用した座 製作となりますが完成までに時間 身体に合わなくなって 担当者 成長

> ・車いすが出来上がるまで5カ月かかった。 できると思っていたので少々戸惑った。

▶申請後、受理されたとしても2カ月ぐらい 成人すると5年は作成できな

は修理が認められないと言われた。

経たないと認可の通達が来ない。

5年未満

\*申請から交付まで時間がかかる(半年)。 時間がかかり、 も4~5年経たないと作れない。修理にも 年齢で内外用車いす2台の購入が不可であ かったり、不便さや使いづらさがある。申 る。また、1台作ってから消耗が激しくて 納得いく修理になってい

▶手続きに遠方の役所まで行くのが大変。(県 ▶申請から給付まで時間 のリハビリセンター) が か か りすぎる。

といけない

請も修理もその都度、

行政窓口に行かない

- る。役所まで遠いのでとても不便。 ▼手続きが面倒であり、給付まで時間がかか
- #走長うを注後、たこでもでき引いいる。 は、は、でいるがあり、一度では、は、では、そのつど中請先を県に聞いている。 は、は、そのつど中請先を県に聞いている。 は、は、でいるので、物によっては現住所地では、ので、物によっては現住所地では、一度では、は、一度では、は、でいる所と親が住んでいる自治
- V必要なパーツが項目にないからという理由り、身体に合わなくなる。 が、身体に合わなくなる。
- **>**判定に時間がかかる。 で支給されない。 | 予報を表れない。
- 製作業者と医療機関、当事者が判定手続き判定手続きに時間がかかりすぎる。補装具請手続きが面倒、もっと簡略化してほしい。

に同時に立ち会うべき。

- 然であり、判定方法に不満がある。然であり、判定方法に不満がある。然性麻痺の特性を考えれば体幹高である。脳性麻痺の特性を考えれば体幹時機能障害と明記されていないため、交手肢機能障害と明記されていないため、交による体幹機能障害」の障害名であるが、バソコン機器の交付について、「脳性麻痺パソコン機器の交付について、「脳性麻痺
- 予約を取るのにかなり日数がかかる。があり、その日の本人の体調が悪いと次の判定にいく必要があるが、予約をとる必要
- かかる。
  ・産位保持装置などの修理や作り替えが多いですが、なかなか手続きが進まず時間がある。
- 契約している業者(義肢製作所等)でも、非常に長くかかり不便を感じた。市町村と中請から交付、交付から給付までの時間が

見書を書く医師も詳しくない場合もある。出来上がってくるケースがある。また、意と、本人の体や機能に合っていないものがり、せっかくオーダーメイドで注文して製輸装具についてあまり詳しくない場合があ

·交付審査が地元で受けられない。県内に1作成できない。 作成できない。

車いすなど室内用、

室外用ものを希望して

手続くができると良い。
▼交付申請のため役所まで手続きに行くことす所。1回だけでは終わらないケースがある。

慮されたい。 合は電話連絡で修理に取りかかれるよう配事いすの新規製作なら分かるが、更新の場

### 【耐用年数】

ど体が大きくなり入れなくなったとき、 居宅活動動作補 換するのに 数の表示は目安と記載されてい で申請の時 1回限りでは困る。 1回と言われる。 莇 用具 (1 回 風呂の浴槽な  $\bar{o}$ 、るが、 み 耐 役所 崩

申請ができるようにしてほしい。 
中請ができるようにしてほしい。 
中川しているうちに生じる問題に対応でき 
を申いすが必要になっても、長く我慢しな 
になると車いすの耐用年数が6年になり、 
になるとすいすの耐用年数が6年になり、 
でければならない。ケースにより臨機応変に 
は知道に対応でき

など考慮してほしい。 5年→6年)。使用頻度、障害の進行具合車いすの更新期間が延びたこと(耐用年数

れないのは困る。\*\*成長と共に体格も変わり、車いすが5年作

- 袩 いすの耐用年数6年は長すぎる。 用年数は使用頻度によって格差がある。
- 製作・修理】 合わず、体に無理がかかり具合が悪くなる。 体型に

・座位保持装置の溶接部分が壊れたのが2カ り、 所あることもあり、 したものを作ってほしい。 ともあり、修理費を自己負担することにな 大きな負担となった。もっとしっかり 手持ち部分も壊れるこ

▶車いすをオーダーメイドで作っているが 業者の方で寸法を変えて作ってきたり、こ ので、仮合わせをしてほしい。 ちらのイメージと違って出来上がってくる

▼補装靴も計測してつくるが支柱がない がかかる又、なるべく軽くすると消耗度が メなのでつけるが、重くなり本人への負担 しとダ

> 激しい (特に靴底)。

・補装靴は外用と室内用と必要であり、 所が違うので迅速な対応をお願い したい。 痛

車いすの製作に時間がかかった。

\*整形靴を作る際、 ▶靴底のクッションが悪く使用を中止 靴を合わせられず、専門の方がいてほしい。 意思表示ができない子の した。

注文してから完成するまで時間がかかる (生爪がはがれたこともある)

がいかない。無償で手を加えてほ 不具合が見つかっても修理になるのは納得 あり、乗り心地が全く違う。完成してから、 (半年)。担当医や作業療法士、業者で差が

ると数ヶ月で耐用年数というところで補聴 器が故障。 ランスなど現場でしっかり判断いただけれ り直しを希望したが却下。 か なり修理費がかかるので、 修理と購入のバ 作

| 這い「はら三径によい、近しいらつぶば、無駄な日数はかからないと思う。

ら来て修理していただいている。 のメンテナンス業者がいないため、岡山かでないと修理に出せません。地元に車いすません。また、通所している場合、お休みません。また、通所している場合、お休みずいすは5年経たないと新しいものが作れ

みをつくる。

簡単な様式にかえることはできないのか。の都度同じように書類の提出を求められる。

ちらで選ぶとリハビリの先生の指導や意見者を指定するため、作ってほしい業者をこのですが、利用者の要望に反し、病院が業い(子どもの身体や能力を理解している)いるリハビリの先生と相談しながら作りた「補装具を作るとき、いつも診ていただいて

PTやOTが関わって作成するような仕組業者だけで決めるのではなく必要に応じて、より本人に合ったものとなるよう、医師や

とを認めてほしい。になく困る。室内用と室外用と2台作るこになく困る。室内用と室外用と2台作るこりで明の時、同じタイプの車いすが代替え品

◆装具を修理に出したとき、できれば2足あ

つ一つの部品が高すぎる。▼10年のひとで理に時間がかかりすぎる。車いすのひとればと思う。

▼以前、側わんでコルセットを使用していたとり、出来上がったときにはあまり用をなが、本人にあった車いすを作ることになり、が、本人にあった車いすを作ることになり、

て一番の選択ができるようにしてほしい。がいただけない現状がある。利用者にとっ

品まで3~4カ月かかるため、 あった。 て来たときには小さくなっていることが イドしますが、業者によっては採寸から納 出来上が

\*注文しても思い通りには製作してくれない。 に簡単・軽量になってほしい。 車いす(リクライニング式) の折りたたみ

\*製作業者の技術にバラツキがあり、 りに作られて来ない場合がある。 要望 通

### (地域格差)

業者が少なく製作に時間がかかる。基準が •補装具を本人に良いか判断する先生がいない なければならない、 厳しい。車いすの再交付まで5年間をあけ 期間を短くしてほ 児童の場合発育が進む

業者が少なく選べない。下取りをしない。 じいい。 •杖が必要と思うが、判定する医療機関 ル ないため、 を感じる 診察に時間がかかる。

神奈川県から群馬県に移転した。 がそのまま移行できないのか。 で申請にいくのが大変だった。 |理・購入で県に申請 に行く。 他県 障害者なの 車  $\hat{o}$ すの 情

の時、 作る。 |養護学校を卒業して、更生施設 (通所) 東京都の心身医療センターで作ったが、そ を作った。その後、 の使用にモールドタイプの座位保持車いす も公費では修理できない。 いたが、現在、通所施設で使用しているモー ケアホーム用の座位保持車いすを作るとき、 ドタイプが合わ ケアホームに入居することになり、 車いすと座位保持椅子を作れると聞 なく、 屋外用車いすを自費で 修理しようとして 地域的な温度差 で

今は市販

が少

の杖を実費で購入して利用してい る

地 中での変更が難しい。希望した製品と細 いところが違うときがある。 元に車いすを製作する事業所がなく、 途

ある。 •車のシートに取り付ける座位保持のシ 認めてほしい。18歳以上は作り直し難し を項目として取り扱う市とそうでない 必要不可欠なものなので、国として 市 1 6 1 が ŀ

補装具作成

のため、

室蘭市や近隣町村は札 町に相談窓口が

ない。

の情報が入りにくい。

現在は制度が改正されたとのことで解消さ

れましたが、座位保持装置の用途が2つま

校用、トイレ用の3つがありましたが、次回 でに限られている所が困ります。 からは2つと担当者より言われ困りました。 家用、 学

なくしてほ

しい

・座位保持装置付き椅子は、工房が で需要が多く、完成まで時 蕳 が か か 1社な

★香川県内に子どもの補装具を扱う業者が2 カ所しかなく、 フルオーダーでの受注がで

> 移動費用は経済的に負 リハビリセンターも島外にあり、 るのに1年以上もかか きるのが1カ所のみ。 申請をして出来上が る。 担が大きい。 島 のため業者も 移動時間 補

担はもちろん、父親は会社を休み兄弟を預 幌市まで行きます。障害のある子どもの負 増やしたり、近場で行ったりして負担を少 仮合わせ、本あわせと少なくとも3回は札 幌市の寮育センターまで行きます。 けて札幌まで行きます。 巡回相 談の回 申請 [数を

・座位保持装置付き車いすを使っているが、 必要。 作り替えるたびに都の センターの予約を取らなくてはならない。 連れて行くには福祉事務所を通し、 センター での判定が

補装具の選択の幅が狭い 素人がその場で必要部品の正式名称などわ になる。出張で判定や相談をしてもらいたい。 度が重い場合、センターに出向くのに困難 からない。親が高齢になると本人の障害程 なども医師が決める。製作業者の見積など の時間に合わせている。 方の場合は交通機関の混雑時を避け、 すぐにとれない場合は都合を合わせるのに 1カ月先になる場合もある。センター 後から気づいても追加注文ができず、 車いすの必要部 (医療機関の指定 医師

\*完成するまで病院と役所を何回も行き来 ズが変わってしまうこともあるので、 なくてはいけない。 成長期の子どもはサイ 短期

> 間でスムーズに支給まで行われない 情報提供を望む。

のか。

\*情報が少ない。

・補装具の何が必要で、 の情報が少ない。車いすもいろいろなメー どれを購入すべきか

具の展示会も巡回して開催されると嬉しい。 差異があるようだが選ぶのに迷う。福祉用 カーがあり、価格やオプションの幅も様々、

### その他

修理、変更の時、

主治医の診察を要するた

め、思うように予定が立てられない。病院

業者のみ(地元では2社))購入できない。

判定日が月に2日しかなく、都合が合わな に何度も通うのもしんどい。 成人すると一つしか交付されなくなる。 で時間がかかりすぎる。座位保持装置など いとどんどん遅れていく。交付から給 付ま

理 |の時など本当に困る。(車いすなど) いすを申請中に担当医が変わり、引継

上手くいってなく、実際に手にしたのは1

が

年半後でした。

▶申請に行くのに90分もかかります。体調が 配です。 悪いときなど大変です。これからとても心

車いすの耐久性について

個々の障害特性で気持ちが動揺したとき

よる折れたり、歪んだりが起きるため、 基礎的構造部分(パイプ)の金属疲労に に、急激な緊張が全身に入り、車いすの 律の耐用年数では間に合わない場合が

近年広まってきているジョイント方式で は体と機能に対応できなく、 してもらっているが、製作依頼に応えら 一から製作

ある。

度と聞かされている。 れる業者が少なく、 順番待ちが6ヶ月程 業者の力量アップ

生活の場に必要なものは複数の交付を望む。

現居住区では、 よう認められている。 .両方に座位保持装置を置いておける 日中活動の場と暮らしの 国制度でも認めら

場、

れればよい。

# 《日常生活用具事業の場合》

## 【制度への要望】

**▶給付基準の見直しをしてほしい。** 

と助かる。 帰宅時のベット、移乗装置、便器等がある・施設入所でもある程度利用できると良い。

現状の物価を踏まえて見直してほしい。ある。よって、負担額がかなり高額になる。給付上限額が二十年前の物価基準のままで

助装置)

負担となる場合がある。 用具によっては制度を利用しても殆ど自己めており、その後見直されていないので、めており、その後見直されていないので、

**▼価格が現状とまったく合っていない。すべ▼給付上限額と実際の品目の価格に乖離がある。** 

以前、 福祉用具が多々ある。 で金額を設定してほしい。 オムツの必要性がでてくるため、年齢など が進んでいるので、金額の見直しが必要な が多くなる。身体が大きくなったらさらに きくなると枚数が少なくなるため差額 て自己負担の方がはるかに多い 人でも申請の上限額が同じ為、 紙お むつを申請 したが、 (例:携帯用会話補 現在は製品改造 サイズ 乳児でも成 が大

ない。 ・限度額が低く、 ・紙おむつは継続 オキシ の申請は手数がかかり改善してほ 厳しく助成が得られな ので基準を見直してほ X ĺ ター) 半分以上が自己負担となる して必要であり、 難病にも関わらず助成 いいい 15 (例え 対象の条件 ば、 半年ごと ル

- 言語障害のため、 活を望む。 「電話お願い手帳」の復
- ▼紙おむつは大人になっても必要で、 車 りない状態です。 両 にも助成があればよい。 リフト付き送迎車 全く足
- \*紙おむつの支給を受けているが、 業者制をやめるべきである。 入浴用リフトをつけましたが、 で納得できない。実費支給にするか、 ぼ定価で市場価格とかけ離れている。 イロット)対象外で自己負担が高額でした。 大きかった。リモコンスイッチ(Cケアパ かくの税金が業者の利益になっているよう 自己負担 価格はほ せっ が
- 理代の補助をしてほしい。 トーキングエイドの修理が認められてい となり支払っている。 自費2, 5 0円を年1回 (耐用年数5年)。 程度、 修理 な

紙おむつ購入費助成を悩原性であるのにも くりで現物支給があったが、 けられない。18歳までは、児童福祉法のく 関わらず、 「座位がとれるからダメ」 と受

親

の収入によ

- 補助額と現物の金額がかけ離れ 関わらず、お店で買うより金額 り、 自己負担があり公費負担が 影が高 ている。 あったにも
- を電気式たん吸引器の携帯用は、 あり外出時には必需品であるので品目に認 個人負担で

## 申請・交付・給付)

めてほしい。

\*車いすを作成するのに体幹保持のバケ ▶申請から給付まで時間 再度作り直しになり、 も要した。成長と共に体型も変化するため、 も体型に合わせるなど出来上がるのに 結局、 の短縮を望む。 注文してから ット 3年

4年が経過した。

↑行政の周知が申請主義なので、体の不自由

れる) で対象となる障害にあてはまらないと断ら▼申請のハードルが高い。( 手帳を見ただけ

## 【製作業者への要望】

補装具業者にもう少し研究してほしい。

修理時間がかかりすぎる。

困っています。生きていく上で必要なものせんでした。自費での購入は高額のためたが耐用年数が8年のため、許可がおりま長に伴い使用できなくなり、再申請しまし

臨機応変な対応をお願いしたい。成してほしい。また、耐用年数については生活していく上で必要なものをたくさん助

無理ですし、事故の原因にもなります。幼稚園児が中学生になり、使用することは年)は、5歳で支給され8年後は13歳です。耐用年数について、例えば入浴補助用具(8

## [耐用年数]

▼保護帽も傷んでしまうのが早い。身体も成▼耐用年数の幅を広げてほしい。

長するので3年は使えない。

◆入浴補助用具を毎日使用しているので、成

## ◆情報を得にくい。

情報提供

|利用者側に積極的に情報提供を行ってほしい。

## 【地域格差】

給を受けられない障害者がいる。発症年齢学前となっていて、同じ様な障害状況で支現在、藤沢市では紙おむつの支給基準が就

◆緊急時の対応を検討してほしい。(交付券

を撤廃してほしい。

·日常生活用具は市町村によって給付内容が でいても同じ給付が受けられるようにして でいても同じ給付が受けられるようにして でいても同じ給付が受けられるようにして ではらつきが目立ちます。 国内どこに住ん ではらかまた、山間部はサービスを受ける 場所 はしい。また、山間部はサービスを受ける は、いっている場所 は、いっている場所

高いため補助金だけでは足りなくなる。ムツサイズが大きくなると数量が少なく、紙おむつの支給が地域によって異なる。オ

### [その他]

が多く、上限額を上げてほしい。 ▼車いすは使いよいものは、高額となるもの

ています。 ないもを使用するため、負担が大きく困っサイズはどの業者にもなく、市販されていサイズはむのでサイズがなく困っている。SS

104

# 障害者の利用する

## 福祉用具の制度

## 《その他の意見・要望》

### (時間)

- 補装具製作に日数がかかりすぎる。
- (半年から十ヶ月)

車いすの製作に時間がかかりすぎる。

- \*日常生活用具で申請から認定、支給までの 時間を短縮してほ しい。
- ▼子どもによって身体の状況が違い、本人の 体の事を一番に思い、 年数では計りきれな

いものがある。

(耐用年数)

### 【情報】

・補装具でも日常生活用具でも、 分からないことばかりです。情報提供を望 情報がなく

みます。

- ▶地域差をなくし、 供を望む。 スを受けられるような体制づくり、 当事者達が楽に、 情報提 サービ
- ▼きめ細かく相談ができる仕組みを各地に作 ることが大切である。
- \*本人の生活にとってどういう補装具、 するだけでなく、アドバイスできる機関 生活用具が最もふさわしいのか正しく判定 人材はどこにあるのか知りたい 日常

### 制度】

・日常生活用具の給付については、行政に公 平な給付を求める。

提供するシステムの構築が必要ではないか。と連携して、当事者にとって最適な用具をを設置して、医療を含めた装具の開発機関を設置して、医療を含めた装具の用発機関

を設けないでほしい。しいものです。修理や作り替えに耐用年数子どもは体の成長、障害の状況も変動が激

とく支援されるべきである。 こに住んでいても一市民(国民)として等いこなしていないかもしれない。ただ、どの努力が必要だと思いますが、親も十分使の努力が必要だと思いますが、親も十分使

きちんとした給付制度となれば、

情報も届

車いすは学童期には比較的使用期間が短き、製品の開発、改良も進むと思う。

要な補装具、 る。 いし、 以上になると医師 れば制度の意味がない からである。 体不自由者の変形が進むのは18歳を過ぎて ても、 特に座位保持装置などを必要とする肢 使用する期間 新規の製作が認められている。 年齢に関係なく必要な人に必 日常生活用具が支給されなけ の意見書では製作できな (耐用年数)も長くな 18 歳

~^。 たは現状を把握し、給付制度を見直してほ 障害者が生活していくのに必要なもの、ま

車いすを自宅用と学校用(屋外用)を同時望んでいる。状況に対応でき選択できることを当事者は状別に対応でき選択できることを当事者は

人も多く、公平性に欠けると思う。 がなものか。 申請すると自己負担が安くなるのは 中には同 時に申請してい i j か

## 補装具に関して】

▼装具の製作について、青森県と東京都では ているように思う。 やすいが、青森、仙台では十年ぐらい遅れ 全然違う。東京で作った装具は軽くて歩き

- 判定機関を増やしてほしい。
- ▶既存のカーシートに座れない子が多く、 3つしか認められていない。 のような子にカーシートの作成を認めてほ しい。現在、 自宅用、 学校用、 車いす用の そ
- ・車いすを3台(デイサービス用、 自費で作成した。こどもが大人となり日常 室内用)1台分しか認められなく、2台は 外出用

ない。1台しか認められない現行法制度を 生活を送るには1台の車いすでは対応でき

・車いす、座位保持装置、 伝達装置等、どんどん良いものが出てきて 見直ししてもらいたい。 います。しかし、 重度障害者用

\*電動車いすを作ったが、自立支援法の 必要とする時期から使用することが望まし の子どもたちの成長を妨げることになりか なるのに時間がかかりすぎるのは、成長期 担をした。親がいたから支払ができたが、 負担があった上、 ねません。その子どもが必要とするものは、 本人の年金だけではとても支払えない。 人に必要なものは負担が少なく、入手でき 品目の追加をスムーズに行ってほしい。 上限オーバー分は自己負 補助が受けられるまでに 1割 本

るような制度と仕組みをお願いしたい。

イルドシートの大人用)、自動車用リフト、◆入浴用リフト、自動車の座位保持装置(チャ

担となっている。でないため、購入するのに高額で大変な負福祉車輛など補助対象としてほしい。対象

◆補装具製作技術のレベルアップを強く望む。案していただきたい。 案していただきたい。

修理に含めてほし

Éì

# 日常生活用具に関して】

定してまで購入する物ではない。ものは安値で購入できることを考えると指もが、オムツなど、普通に市販されている。福祉用具は何でも高額で、特別な物はわか

オムツの数が足らない。(48,000円)紙おむつの場合、定価で計算されるため、

分の支給)、安売りの時、購入できたらと

思う。

◆中途障害のため、紙おむつの支給が受けら

己負担になる。電動車いすのバッテリーもがある。利用頻度の多いものは修理費が自

見直しをしてほしい。例えば滑り止めマットなどは、耐用年数の日常生活用具の中の消耗品にあたるものは

当事者が市場で購入できる。できる場合が多ので「オムッ券」などで、できる場合が多ので「オムッ券」などで、

### 【福祉機器】

の負担が減る。 レンタルなどの支援の項目が追加され、親 や介助支援機器(ロボット)が導入されたら、

## 【医療関係】

常生活用具の品目に入れてほしい。テルなど、日常使用している医療器具を日でらうによる注入器、容器、吸引器用カテー

る。また、専門医の養成か急務で臨床経験も得ない障害者との格差を生じる傾向があと得ない障害者との格差を生じる傾向があ機関については、対応できる医師の所属する医療機関については、対応できる医師の所属する医療

医療器具については、

望ましい数がでてい

を考えると絶望的状況である。

ない。

活用具の相談と診断を受けることができ大ニックの担当医によって、補装具、日常生平成21年10月より、地域の家庭医療クリ

変便利になりました。

# 補装具関連Q&A

## 補装具関連Q&A平成20年5月14日付

Q 1

PD双リ吸ぃ穿)如何。(支給決定後における未完成の補装す給対象障害者等が死亡した場合の取扱いす給対象障害者等が死亡した場合の取扱い補装具費支給決定後、製作途中に補装具費

## 具の取り扱い等)

A 1

あるが、補装具製作途中に本人が死亡する等、合証明書)等」(10号)を求めているところでした後に、「適合状態を確認できる書類(適項においては、補装具の購入又は修理が完了項においては、補装具の購入又は修理が完了

見を参考に、支給決定時の見積額の範囲内にまるととなる。ただし、未完成部分があることとなる。ただし、未完成部分があることとなる。ただし、未完成部分があることとなる。ただし、未完成部分があることから、身体障害者更生相談所等の意ることから、身体障害者更生相談所等の意ることから、身体障害者更生相談所等の意

世帯に準じた取扱いを行う等適宜の方法に、た場合の利用者負担については、生活保護のなお、補装具費支給対象障害者等が死亡し

での実費相当額とする。

より減免して差し支えない。

Q 2

すべきと思われるが、どう考えればよいか。 補装具のうち特に義肢及び装具の場合、 肢装具士の資格を有する者が採型や適合を

A 2

○義肢及び装具に係る装着部位の採型並びに 行う行為であり、保健師助産師看護師法(昭 和23年法律第203号)及び義肢装具士法 身体の適合については、 (昭和62年法律第61号)の規定により、医師、 身体に触れた上で

)従って、障害者自立支援法に基づく補装具 「診療の補助行為」に該当する。

A 3

者が業として行うことが禁止されている 看護師等又は義肢装具士の資格を有しな

費支給制度においては、義肢装具士の資格

採型並びに身体の適合を行うべきである。 を有する者が、義肢装具に係る装着部位の

○また、 供にあたっては、 る者が採型及び適合を実施する体制にある 利用者への補装具製作業者情報の提 義肢装具士の資格を有す

○なお、義肢装具士を配置している補装具製 作業者については、財団法人テクノエ か等の観点に基づく検証も重要である。 イド

いるので参考にされたい。

協会のホームページにおいて情報提供して

Q 3

装具の患足を補高した場合で、 する必要がある場合、 加算が可能か。 健足も補高

○健足補高の加算については、靴型装具及び 靴付き下肢装具の場合は可能であるが、そ

に健足に補高を必要とする状況等について れ以外の装具の場合は、 患足の状況ととも

個別に必要性を判断することとなる。

#### Q 4

た場合、補装具費支給制度により補装具費 児童福祉法に基づく保護者とされる障害児 施設の施設長が、補装具費支給申請を行っ (9/10相当額)を支給することは可能か。

#### A 4

○可能である。 当ではないことから、利用者負担につい 当額)を施設長に課すことは社会通念上適 て支弁して差し支えない。 は障害児施設措置費において、 なお、 利用者負担 医療費とし 10 / 100 相

## 平成22年10月29日付 補装具費支給に係るQ&A

Q 1 年度末に改正され、 補装具に係る告示については、 新年度から適用するこ これまで各

#### A 1

については、どのように考えたらよいのか。

度途中で発出された場合、当該通知の適用日 ととされているが、完成用部品の通知が年

示 部長通知(以下「通知」という。)により示 に定める」こととされており、 用の額の算定等に関する基準)において、「別 しているところである。 完成用部品の名称や価格等については、 (補装具の種目、 購入又は修理に要する費 障害保健福祉

したがって、完成用部品の価格等について

告示の改正に関わらず、「別に定める」

する支給決定日において適用されている通知 の遡及適用は行わず、 れた場合にあっては、 の通知が適用されることとなってい ところの通知が改正されるまでの間 このため、年度途中において通知が改正さ 補装具費支給申請に対 当該年度の4月1日 る は、 旧来

に基づき、 判断していただくこととなる。

Q 2

又は教育上等特に必要と認めた場合は2個 ①日常的に車いすを利用している者が、 が可能となっているが、次のような場合に 原則として1種目につき1個であり、 補装具費の支給対象となる補装具の個数は、 常使用している車いすに加えてスポ 複数の支給を認めることは可能か。 職業 'n 日

②の場合

電動車いすの支給目的については、

あくま

専用車いすを希望した場合

②自己での車いす操作が不可能な方であっ 減のみを理由とした電動車いすを希望し 主に外出用として、 介護者の負担軽

た場合

③室内用、 用を想定し、 室外用など、 複数台の支給を希望してい 異なる場所での使

る場合

A 2

①の場合

ことから、補装具費の支給対象とはしてい 目的が日常生活の能率の向上にはあたらない スポーツ専用車いすについては、その使用 ない。

の負担軽減のみを理由とした支給は想定して 活の能率の向上)を図ることであり、 でも電動車いすを使用する者の自立 介護者 (日常生

いない。

③の場合

有無を慎重に判断されたい。められるのかを十分に確認した上で、支給の否とともに、職業又は教育上等特に必要と認否とともに、職業又は教育上等特に必要と認否とともに、職業又は教育上等特に必要と認定は、それぞれの使用場所における兼用の可

Q 3

ある。
ており、その適合判定に苦慮するところで
膝継ぎ手、足部など多種多様なものとなっ
義肢等に使用される完成用部品は、義足の

択する必要がある。

行う観点からも、何らかの判断基準を示すとを目的としていることや、公平な判定を能の補完、代替、生活の能率向上を図るこ補装具費の支給に当たり、失われた身体機

べきではないか。

А 3

現に対して、最も適切な補装具(部品)を選続業その他日常生活の能率の向上を図ることを、また、身体障害児の場合は、将来、社会長すること等を目的として使用されるものであることから、補装具費の支給に当たっては、あることから、補装具費の支給に当たっては、あることから、補装具費の支給に当たっては、正必要な配慮等を総合的に判断し、当該者・に必要な配慮等を総合的に判断し、当該者・は、場体障害者の場合は、対して、最も適切な補装具(部品)を選続

ため、難しいと考えている。準を示すことは選択の幅を狭めることとなるいて、対象者を限定するなど、一律に判断基こうしたことから、特定の完成用部品につ

修理基準額はどのように考えたらよいか。修理基準が示されていない場合の補装具の

A 4

給事務取扱指針の一部改正につ 3月31日障発第033112号「補装具費支 価計算による見積りもしくは市場価格に基づ 等を参考とし、又はそれらの個々について原 が必要な場合には、 理部位欄 て支給できることとしている。 く適正な額を決定し、修理に要する費用とし 修理基準 に定められてい 一の種! 冒欄、 他の類似種目の修理部位 名称欄、 ない ものに係る修 いて 型式欄又は (平成22年

必要となる場合には、 に示されていない 合であって、 新規作成時に部品等の 例えば シ 1 上記の考え方に基づき、 電 動 ルト 車 1, などの すの修理 加算を行う場 が加算が

いも可能である。車いすの修理基準を参考とするといった取扱

Q 5

の支給申請を行なう場合、誰の所得証明を施設の施設長が、補装具費(90/10相当額)児童福祉法に基づく保護者とされる障害児

A 5

添付するのか。

保護者である施設長と施設長の属する世

判断をすることとなっている。する世帯の他の世帯員の所得の状況に応じて利用者負担上限額は保護者及び保護者の属の他の世帯員の所得証明である。

利用者負担については障害児施設措置費にお長に課すことは社会通念上適当ではないため、なお、利用者負担(10/10相当額)を施設

Q 6

章唇音手長り所持が必要か。 (下肢の機能障害など)を理由とした身体れたが、その交付に当たって、肢体不自由れたが、その交付に当たって、肢体不自由で成22年度改正により、盲人用安全つえに

障害者手帳の所持が必要か。

A 6

の対象と考えて差し支えない。

の対象と考えて差し支えない。

の対象と考えて差し支えない。

の対象と考えて差し支えない。

の対象と考えて差し支えない。

の対象と考えて差し支えない。

支給対象者が示されていたが、平成22年度遮光眼鏡について、従来は原因疾患による

のような事例の場合、どのように判断すべの多様化が見込まれるところであるが、次と明確化され、申請者の増加及び申請内容

改正により、対象者が原因疾患によらない

きか。

に遮光眼鏡の基準額を加えた価格を上限で付を受けている者に、矯正聴鏡の基準額で付を受けている者に、矯正遮光両用の交付を受けている者に、矯正遮光両能か。のある遮光眼鏡を給付することは可能か。

額として設定してよいか。

遮光眼鏡については、これまで遮光眼鏡のの症状に着目した対象者像を明確化したとこりに症状に応じた支給とするため、改めてそ真に症状に応じた支給とするため、改めてその症状に着目した対象者像を明確化したところである。

の者に対する遮光眼鏡の支給に当たり、矯正を対象に給付している。このため、それ以外であって、矯正眼鏡にて視力が改善される者理由とする身体障害者手帳の交付を受けた者などで視力低下(視力障害)等の視力障害を

①の場合

②の場合

を付加することは適当ではない。

る。 遮光眼鏡の基準額を加えた価格を上限額とす の生活環境等を参考として判断することとな 体的に使用することとなるのかなど、 けて使用することが想定されるのか、 眼鏡と矯正眼鏡を、それぞれの機能ごとに分 付を受けることができる者については、 なる場合については、 るのではなく、 遮光眼鏡及び矯正眼鏡について、 したがって、一律に矯正眼鏡の基準額に 常時一体的に使用することと 遮光眼鏡の基準額を上 双方の給 常時 申請者

Q 8 限として設定されたい。

のように考えたらよいのか。 に関する特別調整加算が廃止されたが、ど平成22年度改正で、車いす及び電動車いす

A 8

特例補装具が多く支給されていること、特例加する際の基準として設定され、例えば「車10%の範囲内で加算することにより対応するけ加するような場合、車いす普通型の価格のけ加するような場合、車いす普通型の価格のいす普通型」に跳ね上げ式のアームレストをいう取扱いが行われてきた。

Ĝ

①ベースとなる「基本構造」車いす及び電動車いすの新規製作等について、

②新規作成時及び修理時の加質

関係について、どのように考えたらよいか。③加算する場合の基準額と使用部品数との

А 9

で、これまで特別調整加算では、フレーム、シート、の部品価格を追加設定し、基本構造に付加とていく仕組みとしたものである。 していく仕組みとしたものである。 していく仕組みとしたものである。 ア成22年度改正で、これまで特別調整加算 平成22年度改正で、これまで特別調整加算

考えられるため、

価格の適正化を図りつつ、

般化できるオプションについ

ては、

原則

オ

に付加していく仕組みとしたものである。プションの部品価格を追加設定し、基本構造

フットプレート、

キャスター、

駆動輪、

ハンドリムなど、普通型の車

正価格の判断が難しくなっていることなども

補装具には価格の上限設定がないことから適

③告 補 限 チレ ター すを構 進 0 対象となる部 ま 0) を想定してい 65 とし てお 装具費 てい 示 額 ħ は、これらの る。 額を上限とすることができることとし 7 適 Ż バー 必要な構造 0 て加算 以下、 は 修 用 り 15 る。 成 ・など、 理 0 ない するの の新規製作時 コン 基準 ま 原 考え方を、 品に する。 考えられ の場合は 部品 た、 るため 則として 構 ŀ 電 が などに 造に、 口 普通 心要最 うい 動 加 12 また、 1 限 わ 軍 る修理 個 示 ŋ に ル 電 型 1 て、 ることとな 13 13 修理 加算 は、 すとして機能 ボ 台 < 動 電 低 々 L ッ 0 7 ぅ 修 駆 動 限 0 原 理 基準 できることと 基本構造に クス、 動装置 車 部 事 則 15 か 車 0) 構 品 例 蒔 る 例 15 65 す製 基 と修 E Ó すに 造を想 示す 修 1 額 クラ 進 理 は 個 **(**モ を上 作 額 る 理基 基 修 つ 0 7 進 理 定 額 ッソ

#### 【考えられる修理事例と修理基準額適用の考え方例示】

- ア) ノーパンクタイヤのついた車いす(普通型)の、ノーパンクタイヤ2個を修理交換する場合の考え方(ノーパンクタイヤ交換+購入後後付け加算※)×個数×1.03 = (3.690円+1.740円)×2個×1.03=11.185円 ※購入後に後付けする場合は1.740円増しとするとなっている。
- イ)跳ね上げ式アームサポートのついた車いす(普通型)の、跳ね上 げ式アームサポート(1個)のみを修理交換する場合の考え方 (跳ね上げ式アームサポート交換)×個数×1.03= 4.680 円×1 個×1.03 = 4.820 円
- ウ) 角度調整、前後調整付きフットサポートのついた車いす(普通型) の、フットサポート(1個)を修理交換する場合の考え方 (フットサポート交換+角度調整+前後調整)×個数×1.03 = (3.000円+1.500円+1.500円)×1個×1.03 = 6.180円

ることとなる。 必要な数を乗じて算出した額を上限と考え

扱いには留意されたい。 どのように、必ず左右2つの部品をセ 1台分として基準額を示しているので、 は、2つの部品をセットしたものを車いす で使用しなければ機能しないものについて しかしながら、例えば車軸位置調整部品 ツ 取 な

業者が増えてきているが、

②種々の加算を計上した場合に、カタログ ①標準搭載されている機能等について、 掲載価格(定価)を超過してしまう場合 個々に加算を認める必要があるのか。

A 10

の上限額をどのように考えるべきか。

していく仕組みとしたところである。 ンの部品価格を追加設定し、基本構造に付加 化できるオプションについて、 装具として対応されてきたもののうち、 により対応されてきた部品や、 平成22年度改正で、これまで特別調整加算 実際に特例補 原則オプショ 一般

①の場合

る機能や部品が含まれていることが明らかに いすや電動車いすの定価に標準搭載されてい 申請時に提出され たカタロ グ等により、車

算を加え、

定価を超えた見積りを提出する

るにも関わらず、告示に示された種々の加

Q 10 平成22年度改正により、 車いすや電動車いすそのものを申請してい タログに掲載され、定価も明示されている 加算できることとされた。それにより、 体状況等を勘案して、種々の機能や部品が 個々の障害者の身

カ

適当ではない。 なっている場合について、加算をすることは

### ②の場合

きとして取り扱うといった対応が考えられる。きとして取り扱うといった対応が考えられる。中請者の障害状況等を勘案した加算等を加え合については、カタログ定価を上限とすることが最も合理的な判断と考える。この場合には、修理申請時の判断において、支給する車は、修理申請時の判断において、支給する車は、修理申請時の判断において、支給する車は、修理申請時の判断において、支給する車は、修理申請時の判断と考える。この場合にした機能を明記した上で、定価との差額を加え、

#### Q 11

車いすの備考欄に「体幹筋力の低下等によ平成22年度改正において、車いす及び電動

価格のみを加算するものと解釈してよいか。ものとして、座位保持装置の完成用部品のろによるものを加算すること」との記述がンとして用いる場合には、別に定めるとこり、座位保持装置の完成用部品をクッショり、座位保持装置の完成用部品をクッショ

#### A 11

お見込みのとおり。

#### Q 12

のように判断すべきか。
いすの機能を付加した場合については、どいすの機能を付加した場合については、どに支給したものも、6年と考えてよろしいか。から6年に改正されたが、平成21年度以前車いす及び電動車いすの耐用年数が、5年

扱うこととなる。 新を行う車いすについては、6年として取り 直したところであり、平成22年4月以降に更 合があること、 の環 り結果等から、 応できるケースが増え、 車 境 いすの普及により、 13 が整えられつつあること、 すの耐用年数につい 耐用年数を5年から6年に見 医療機関 再支給に至らな 部品の修理交換で対 の専門職への聞 ては、 モジュ 耐 欠性. き取 ラ 向 場 Ŀ

することが望ましい。

境等を把握することにより、 給を認めないなどと、 り 常の使用状態において当該補装具が修理不能 となるまでの予想年数を示しているものであ かしながら、そもそも耐用年数とは 耐用年数を超えていないから修理や再支 当該補装具の状態、 一律に取 障害状況や生活環 実情に沿うよう り扱うのでは 通

> に対応することなく、 装置や車いす・電動車いすの の機能を付加した場合についても、 十分に配慮することが必要である。 また、 座位保持装置に車い 上記と同様の取扱 す・ 耐 甮 電動 年数で一律 座位

Q 13

脱着ハブ」について、これらすべてをとり 応加算」の対象者に記載されている、「バッ 装具費支給事務取扱要領」にある 「義肢、 つけたときに加算するという取扱いでよろ フットサポ クサポート高さ、 いか。 装具及び座位保持装置等に係る補 ート前後調整、 座奥行き、 車軸位置調整、 背座張り調整 「成長対

軍

保持 15

#### A 13

場合も考えられる。によってはこれらの部品すべてが必要でない長対応加算」の例示であり、障害児等の状況「取扱要領」にお示ししている部品は「成

上限額として取り扱うこととされたい。の56,020円を上限として、必要な付属の6年基準の額を加算することで対応していただいて差し支えない。ただし、追加した部品の修理基準の総額がただし、追加した部品の修理基準の総額が

#### Q 14

の基本構造欄にも「ハンドリムに加える駆従前は「手動兼用型」という名称で、告示電動車いす簡易型A切り替え式について、

に電動駆動装置や制御装置を取り付けた簡「簡易型」となり、基本構造欄も「車いすという記載があったが、改正により名称が動人力により、手動自走が可能なもの。」

準内の取り扱いが可能であると考えてよ押し型に取り付ける)電動ユニットも基押し型に取り付ける)電動ユニットも基

便なもの。」と変更されている。

は加算して考えるべきか。の見積もりに当たっては、電磁ブレーキこととされているが、簡易型電動車いすこととされているが、簡易型電動車いす通常型の電動車いすには、加算できない②また、電磁ブレーキの加算については、

考えたらよいのか。
③簡易型電動車いすの上限額はどのように

#### A 14

①の場合

たものを想定している。 通型」の車いすに電動駆動装置等を取り付け としたものであるので、 正においてJISにあわせた表記とすること 兼用型」としていたものについて、 簡易型電動 軍いすについては、従前 原則としては、 今回 「手動 一の改 普

②の場合

す」については、基本構造に含まれ 基本構造として含まれているため、 ため、加算することが可能である。 はできないこととしているが、「簡易型車 通常型の電動車いすには、 電磁ブレーキが てい 新規加算 な

### ③の場合

いては、 ①及び②から、 次のように考えることとなる。 簡易型車いすの上限額に つ

> (普通型)の基準額」+ 電動車いす (簡易型) の基準額」 「付属品の基準額 十「車 is

に掲げられるものが想定される。 転倒防止装置など「車いす」の修理基準の表 電磁ブレーキの他、 なお、 ここでいう「付属品」には、 外部充電器、 バ ッテリー、 上記の

#### Q 15

のか。 まれているのか。 バッテリーの価格を加算することができる 電動車いすを新規製作する場合、 価格には、 また、 ハーネス及びリレーの価格も含 加算できるとした場合、 基準額に その

#### A 15

れているものの、 た電動装置交換には、 電 動 車 いすの基本構造 制 度導入時より想定し バ ッテリー に バ ツ ŕ 1) の額は含ま 1 は てい 含ま

の整合性を図る必要があるという観点から加 電動車いすについても、 ろ。こうしたことを踏まえて、今般、普通型 については加算の算定を可能としてきたとこ れていなかったことから、簡易型電動車いす 簡易型電動車い すと

びリレー部分は、 交換の額の範囲内とされており、 まれる) ついては、修理基準の表に掲げるバッテリー な お、 ものである。 新規製作時に加算する場合の価格に 含まれない (基本構造に含 ハーネス及

象範囲となるのか。

①どのような座位保持いすが加算できる対

②座位保持いすの基準額と車載用の基準額 対応するのか。座位保持装置での支給も の合計額を超える場合、 差額自己負担で

可能か。

算の算定を可能としたものである。

④身体状況に合わせ、 通学用の複数支給は可能 か。 ③座位保持いすの車載用について、

家用と

ことが望ましい場合、座位保持装置のも のを加算して用いることが可能か。 パット等を使用する

A 16

①につい 7

Q 16

平成22年度改正で、座位保持いすの交付に

保持いすについて加算(支給) シートでは対応できないような車 いるものである。 一般の児童を対象とする市販のチャイルド しかしながら、 の対象として オーダーメ 載 用 0 座位

どのように判断すべきか。

が付加されたが、次のような事例の場合、 ついて、車載用として交付する場合の加算

することは差し支えない。
「に準じたものであれば)補装具として支給等に対応できるものであれば(オーダーメイ既製品であったとしても、個々の障害の状況の下に限定するものではなく、仮にいわゆる

② について

③について

③について

③について

③について

③について

③について

③について

③について

④に当たっては、他の補装具と同様の扱いとなるため、個人の嗜好により生じた差額

要と認められる場合についてのみ対象となる。複数の支給に当たっては、就学上等、真に必

④について

追加のパット等を使用する場合には、加算

して扱うことも可能である。 に必要と判断される場合には、特例補装具との範囲内で対応することが前提であるが、真

Q I 7

方支持型のものは21,000円増しとす歩行器の基準(39,600円)に、「後

ること。」という内容が追加されたが、こ

具体的にど

のようなものを指すのか。の「後方支持型」のものとは、

A 17

を想定している。 「後方支持型」については、身体を支える

#### 【執 筆 者】

三 浦 剛 東北福祉大学 総合福祉学部社会福祉学科教授

加 島 守 高齢者生活福祉研究所所長 理学療法士

橋 本 泰 典 橋本義肢製作株式会社 代表取締役・工学博士

#### 障害者が利用する福祉用具の制度の在り方

平成23年3月8日 印刷 平成23年3月14日 発行

発行所 点 全国肢体不自由児・者父母の会連合会

〒171-0021 東京都豊島区西池袋4-3-12

**☎** (03) 3971 - 0666代) FAX (03) 3982 - 2913

URL: http://www.zenshiren.or.jp
URL: http://www.wahho.jp
E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

印刷 全肢連・印刷出版局